

柏市町会等 運営ガイドブック



人が地域をつくり
地域が人をつくる

柏市地域支援課
柏市地域協働を考える会

はじめに

柏市内には 297 の町会、自治会、区（以降、町会等と表記します）があり、地域の安心、安全なまちづくりに重要な役割を担っていただいています。しかしながら加入率は下がり続け、地域のつながりが希薄となり、安心して暮らせる住環境の維持が難しくなっている実態もあります。

近年、全国的に地震や台風による大きな自然災害や子どもが巻き込まれる犯罪が多く発生し、また近隣トラブルによる地域の問題が注目される中で、改めて町会等の役割を再認識し、市民が自ら住環境を向上させる活動が見直されています。

柏市と柏市地域協働を考える会は、5年間に亘り 85 カ所の町会等への取材と 11 回の情報交換会を開催し、町会運営の実態や課題を調査してまいりました。その結果、働き方や生活スタイルの変化に対応させ、多くの市民が町会等活動に参加できる運営方法に大きく舵を切る必要があることを痛感しました。若い世帯や現役、共稼ぎで仕事をしている人など誰でも、町会等活動に参加できる運営に移行するためには、思い切った行事の見直しや仕事の効率化、何よりも若い世帯の意見を積極的に取り入れることが必要と思われれます。

この度、町会等の役員がスムーズな町会運営を行い、また困りごとや迷いごとが発生した際に、実用的な参考書として活用してもらうことを目的に、柏市内で実際に行われている先進的な取り組み事例をまとめた「柏市町会等運営ガイドブック」を作成しました。

是非、ご覧いただき、ご自身のこれからの町会等の運営にご活用いただければ幸いです。

楽しい地域活動のコツ

- 1) 活動3割、楽しみ7割
- 2) 人と接することを楽しむ
- 3) 深追いしない
- 4) 寛容のこころ



目次

1. 柏市と町会等の現状	
1) 人口と世帯数状況	…P. 4
2) 町会等加入率推移	…P. 4
2. 社会環境と柏市町会等の困りごと	
1) 社会環境の変化	…P. 5
2) 町会等に対する意識調査結果	…P. 6
3) 町会等の困りごと	…P. 6
3. 町会等の基礎	
1) 町会等とは？（町会等の役割）	…P. 7
2) なぜ、在るのか？（必要なのか？）	…P. 7
3) もし、町会等が無かったら？（メリット/デメリット）	…P. 8
4. 町会等運営について	
1) 地域の担い手（町会等役員、地域委員）の確保	…P. 9
2) 具体的な仕事の負担軽減（会合、回覧、苦情等）	…P. 15
3) 加入の促進、退会の抑制	…P. 19
4) 実効性のある防災防犯活動	…P. 24
5) 皆で行う綺麗なごみ集積所管理、環境美化	…P. 32
6) 若者が参加する楽しいコミュニケーション活動 （お祭り、レクリエーション等）	…P. 36
7) 高齢者を支える地域の支援活動	…P. 43
8) 町会等運営の実務	…P. 45
①会員名簿の作成、取り扱い	
②役員任期	
③会計管理	
④引継ぎ	
⑤損害賠償（行事や所有物でのケガや物損への対応）	
⑥会館の運営	
⑦国際化への対応	
5. 資料編	…P. 50
1) お役立ち事業（補助金等）	
2) 窓口案内	
3) 参考資料	
6. あとがき	…P. 51

【本ガイドブックを読む場合の留意点】

1. 本ガイドブックに掲載されている町会等の事例は、2015年度（平成27年度）～2019年度（令和元年度）にかけて取材した記録を元に作成しているため、現在行われている活動内容に関しましては、各町会等へ直接ご確認下さい。
2. 柏市の「町会等」には、町会や自治会、区と同様にコミュニティ活動を行っている集合住宅の管理組合も対象となっています。
3. 「班」や「組」は、各町会等に在る会員グループの最小単位であり、特に名称に決まりはありません。複数の班や組の集合である「連合班」や「行政区」を組織している町会等もあります。

コラム1

●柏市の特徴

【誕生秘話】

終戦後、地方自治法が施行され市町村合併が強力に推進されていた中で、1954年（昭和29年）9月1日に、田中村・柏町・土村及び小金町を廃し、その区域をもって「東葛市」が設置されました。その後、旧小金町の多くの地域が松戸市に編入され、また富勢村の一部が東葛市に編入されました。そのことを契機に住民の間から、東葛市という名称に疑問符がつけられ、同年11月15日、市の名称変更に関する条例により、「柏市」が誕生しました。

【千葉県で5番目に人口が多い中核市】

柏市の人口は、現在43万1千人を超え、千葉県内では千葉、船橋、市川、松戸市に次いで5番目に多い中核市です。位置は、千葉県の北西部にあり、東西の距離は約18キロメートル、南北の距離は約15キロメートル、面積は114.74平方キロメートルです。首都圏に近く、住宅地と商業地と自然が多い、とても住み良い場所です。

【代表的なシンボル】

- 1) 市章：市の発足に当たって市民から募集し、1954年（昭和29年）11月に制定されました。ひらがなの「か・し・わ」の3文字をアレンジした右の図案です。
- 2) 市の木：1970年（昭和45年）11月に、名称が市名と一致していることなどの理由で選定された「カシワ」と、旧沼南町において同年9月に制定された「シイ」です。



（以上は、柏市のホームページを参考とし、柏市地域協働を考える会が編集しました）

以下または右をご参照下さい。

→ http://www.city.kashiwa.lg.jp/about_kashiwa/profile/index.html



1. 柏市と町会等の現状

1) 人口と世帯数状況

柏市の人口は、令和2年（2020年）4月1日時点で43.1万人、世帯数は19.2万世帯となり、千葉県で5番目に人口の多い中核市です。全国的に人口減が進んでいる中で、若い世代の転入者も多く、人口および世帯数は微増が続いています。しかしながら高齢化も進んでおり、町会等では子どもから高齢者までの幅広い世代への対応が必要となっています。

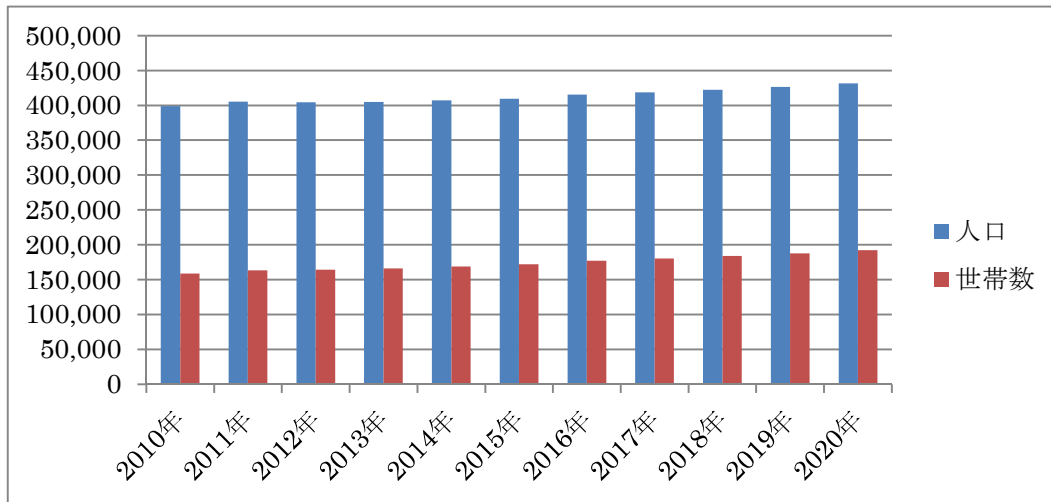


図1. 柏市の人口、世帯数推移（柏市常住人口(4/1付)を参考）

2) 町会等加入率推移

柏市の町会等の加入率は年々下がっており、令和元年度（2019年度）の加入世帯数は123,668世帯、加入率は約66%となり、市内の1/3の世帯（約6万4千世帯）が町会等に参加していないのが実態です。

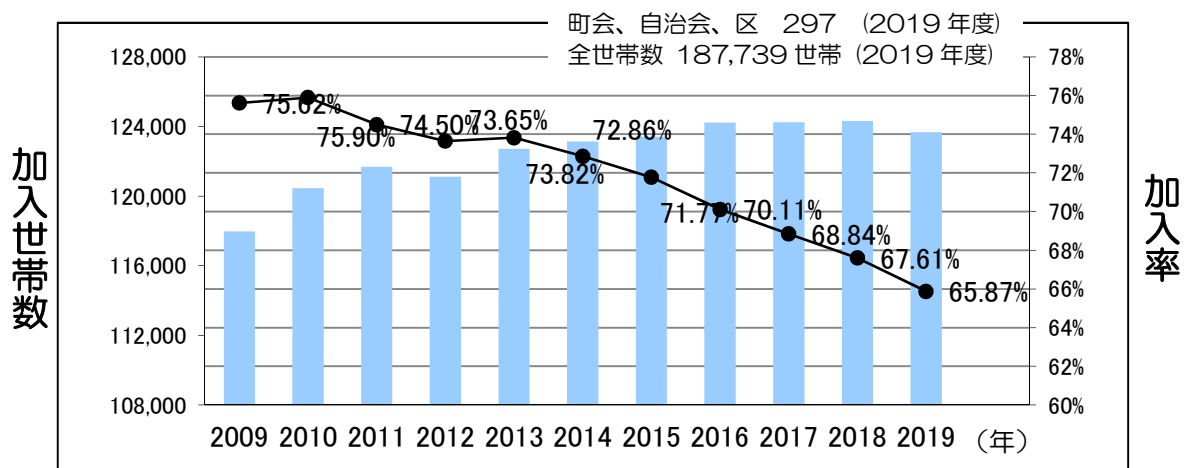


図2. 柏市の町会、自治会、区の加入率推移（各町会等からの加入世帯数報告を参考）

この10年間の全世帯数の年間増加率2.0%に対し、町会等加入世帯数の年間増加率は0.5%であり最近では減少に転じています。その結果、町会等加入率は年間1.0%ずつ下がり続けています。その一方で、町会等へのアンケート結果（p5、図3参照）からは、加入率が低い（70%以下）と実感して

いるところは少ないようです。

柏市全体の町会等加入率が下がり続けるのは、図4の通り町会等に未加入の集合住宅の増加と、どこの町会等にも属さないもしくはどこの町会等か分からない集合住宅や開発地域（不認知世帯）の増加であると予想されます。

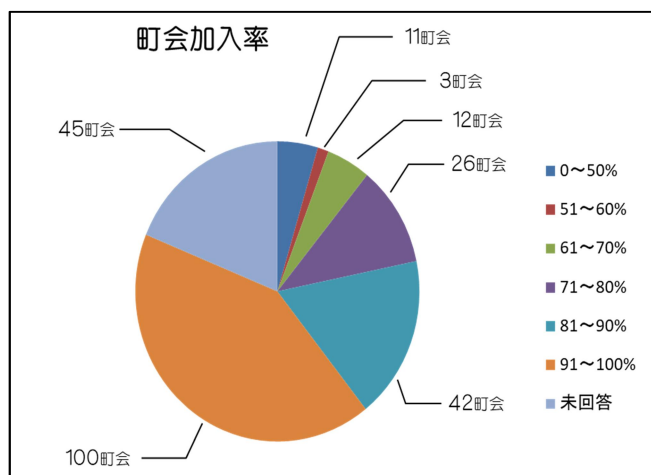


図3. 町会等アンケートによる町会加入の実感
(平成31年度町会長アンケート結果より)

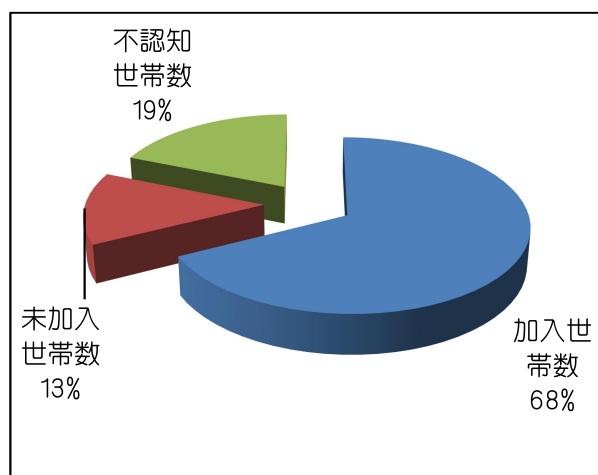


図4. 町会等加入状況（推定）
(平成30年度各町会等からの加入世帯数報告より)

2. 社会環境と柏市町会等の困りごと

1) 社会環境の変化

職住分離の社会体系が進展し、集団で生産、生活を営む生活様式から、個人の生活を優先する生活様式へ変化しています。特に柏市は東京のベッドタウンとして発展し、最近では高層マンションや民間の集合住宅の建設が進み、以下のように生活様式の変化は顕著です。

【近隣に依存せずとも生活できる環境の構築】

- ①地域で暮らすためのインフラ（電気、ガス、上下水道、交通等）が整備
- ②各家庭では便利な家電や道具、設備が普及
- ③公的な社会保障、保険制度の充実

【地域の問題に関わることを避ける傾向が増加】

- ①個人の生活様式の多様化
- ②気ままな暮らしを求める生活感

上記の変化とともに、市民の孤立化と地域の治安低下が進む一方、行政は財政危機から地域問題の解決に力を入れられない現実があり、町会等の役割が再認識されています。

しかしながら、町会等加入率が下がり続けている現状では、育児や介護、生活で困っている人たちを地域で支えることが難しくなっています。

（「町内会のすべてが解る疑問難問 100問 100答（中田実、他著、じゃこめてい出版）」を参考）

2) 町会等に対する意識調査結果

- ①柏市民の約7割の人は、町会等の地域活動やボランティア活動に参加しておらず、2年前(平成29年3月)とほぼ同じ割合で変化はありません。また今後、町会活動に参加したいと思う人は14%に留まっています。



(柏市まちづくり推進のための調査結果報告(平成30年度)概要版 p14 を参考)
以下または右をご参照下さい。

→ <http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/020100/p041281.html>

- ②町会長等の多くは、「地域のつながり・助けあい(共助)」や「安全安心・住みよいまちづくり」を町会等の大切な役割と考えており、課題は、「町会活動への関心不足」と「参加者及び役員の成り手不足」でした。

すでに約4割の町会等は課題解決に向けて取り組んでおり、運営や活動上の工夫として「交流活動・コミュニケーションの強化」や「情報提供・交換・共有」、「参画・参加意識の向上」、「役割分担や平等・公正な運営」に取り組んでいます。



(地域健康福祉活動計画策定のためのアンケート調査報告(平成25年3月)を参考)
以下または右図をご参照下さい。(こちらの下段の「関係書類」をご覧ください。)

→ <http://kashiwa-shakyo.com/publics/index/143/>

上記の結果より、町会等の役員は運営や課題解決に向けて最善の努力をし、7割以上の町会等の加入率は70%(前ページの図3より)を越えています。よって市民は町会等の必要性は認識していても、積極的に関わることは避けている実態があります。

3) 町会等の困りごと

会長職へのアンケート結果からも、運営上の最大の問題は、地域の高齢化に伴う①役員の担い手不足、②未加入者・脱退者の増加が深刻であること、が示されています。さらに、地域環境の悪化や組織運営の難しさなど、多くの問題があることも分かりました。

その一方、市民の高齢化に伴い、ますます近隣同士の支えあいの充実が必要になってきており、町会等の重要性が増しています。

表1. 柏市町会等の困りごと

平成25年度～平成30年度の困りごと上位5位の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成30年度
第1位	市窓口、手続き	町会未加入	役員不足、高齢化	役員不足、高齢化	町会運営、町会未加入
第2位	防災整備不備	空地・空家増加	町会未加入	町会未加入	役員不足
第3位	防犯活動不活発	役員不足、高齢化	空地空家増加	住民の高齢化	ゴミ集積所
第4位	資金不足	住民の高齢化	ゴミ集積所	推薦委員不足	空家増加
第5位	住民の高齢化	市窓口、手続き	資金不足	道路不備渋滞	施設維持管理

本資料は、平成25～28年度の町会長会議資料より柏市地域協働を考える会が作成。平成29年度はアンケートを実施せず。平成30年度は柏市地域支援課が実施したアンケート結果です。

3. 町会等の基礎

町会等役員が参加する「町会等情報交換会」では、各回のテーマに合わせ町会等の役割や必要性について熱い討論がなされました。その討論の内容を元に、基礎的な項目についてまとめました。

1) 町会等とは？（町会等の役割）

住み良い住環境を創りだす、市民の自主的な団体です。町会、町内会、自治会、区等と呼ばれ、全国に約30万団体（平成25年4月）在ります。「市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う団体」との位置づけです。

（位置づけは「自治会・町内会等とは（総務省作成資料、平成25）」を参考）

以下または右をご参照下さい。

→ http://www.soumu.go.jp/main_content/000307324.pdf



具体的な活動は以下です。

①安心して生活できる住環境の構築

- ・防災防犯活動（防災訓練、備蓄、防犯灯管理、防犯パトロール等）
- ・地域住民の親睦活動（お祭りや運動会、文化祭開催、サークル活動支援等）

②清潔な環境の整備（ごみ集積所の管理、地域の清掃活動等）

③高齢者や子どもへの支援活動（サロン開催や生活支援、子ども会支援等）

2) なぜ、在るのか？（必要なのか？）

【安心、安全、住み良い地域を創るのは、地域を良く知る町会等にしかできない】

- ・今の住環境は、その地域に住む市民自らの努力で、整備・維持されている
- ・個人では解決できない地域の問題は、地域の人たちと協力し合い、解決できることが多い
- ・人と人とのつながりができ、健康で安全・安心な生活環境を創ることができる
- ・地域の催事やコミュニティ活動で生まれる連帯感は、町会等があればこそできる
- ・有事の際に、地域をまとめるためにも必要な存在である

【「地域力」「地域価値」を高めることは、町会等にしかできない】

- ・そこに住みたい、住み続けたいと思われる「地域力」や「地域価値」は、個人で高めることには限界があり、協力し合う団体(町会等)であればこそ高めることが可能である。
- ・人の命と財産が守られ、健康的な生活を送るために「地域価値」を高め、継続することができる。

【行政と太いパイプができ、要望や情報交換をしやすくなる】

- 行政からの支援(助成金、問題解決の情報等)を受ける事ができる。
- まちづくりは行政だけではできない。地域代表としての声を発信するのは町会等にしかできない。

【健康寿命を延ばすために最も有効な「社会活動」】

- 長寿命時代に町会等活動は、第二の人生の活躍の場、自己実現の場としての受け皿となる。
- コミュニティ活動は、個人の健康を守り、健康寿命を延ばすことができる。

3) もし、町会等が無かったら？(メリット/デメリット)

もし、町会等が無かったら、時間・労力・金銭・精神的負担が無く、人付き合いの煩わしさが無いメリットがあります。その一方、地域の問題は、全て自己負担、自己解決する必要があり、問題を相談できる先が限定され、地域の中で孤立化するデメリットがあります。

また、行政としても、現在町会等に委託している回覧物配布、ごみ集積所や防犯灯の管理、道路環境整備(カーブミラーや警告板、横断歩道設置、道路補修等)、各種委員の推薦等が困難となり、地域が汚れ、治安が悪化することは容易に想像できます。さらに災害や大事故時には行政だけでは対応が出来ない現実があります。

よって、町会等はメリット・デメリットで考えるのではなく、そこに住む市民として、安全で安心して健康的に暮らせる地域を、自分たちの手で創る気持ちを持ち続けていきたいと考えます。

コラム2

●町会等は、いつから在るのか？(町会等の歴史)

地域に住む人々の団体は、中世(鎌倉～戦国時代)には、水利や自衛といった生活、生産の維持、再生産のために不可欠な仕事を共同して担う組織として「惣村」がありました。江戸時代には、江戸幕府が町村に作らせた労働をめぐる近隣の5戸を一組とした共同の住民組織があり、互いに連帯責任で火災・盗賊・キリシタン宗門などの取り締まりや貢納確保・相互扶助に当たらせていました。

太平洋戦争期には、政府が全国民を戦争に協力させるための組織として、1940年9月に内務省訓令により「町内会・部落会」が全国的に整備され、1943年法制化されました。これにより全国的に住民組織が一つの制度のもと整備されました。

しかし戦後の1947年に占領軍により町内会は禁止(ポツダム政令第15号)されました。そして1952(昭和27)年4月対日講和条約の発効により上記禁止が解かれ、その後、町内会は地域組織として復活し、現在に至っています。

1991年4月に、保有資産(会館など)の登記に必要な範囲で「地縁による団体」として法人格付与が規定化(地方自治法260条2①)されました。

(以上は、「町内会のすべてが解る疑問難問100問100答(中田実、他著、じゃこめてい出版)」と※国立公文書館「アジア歴史資料館」ホームページとを参考とし、柏市地域協働を考える会が編集しました)

※は、以下または右をご参照下さい。

→ <https://www.jacar.go.jp/glossary/tochikiko-henten/qa/qa20.html>



4. 町会等運営について

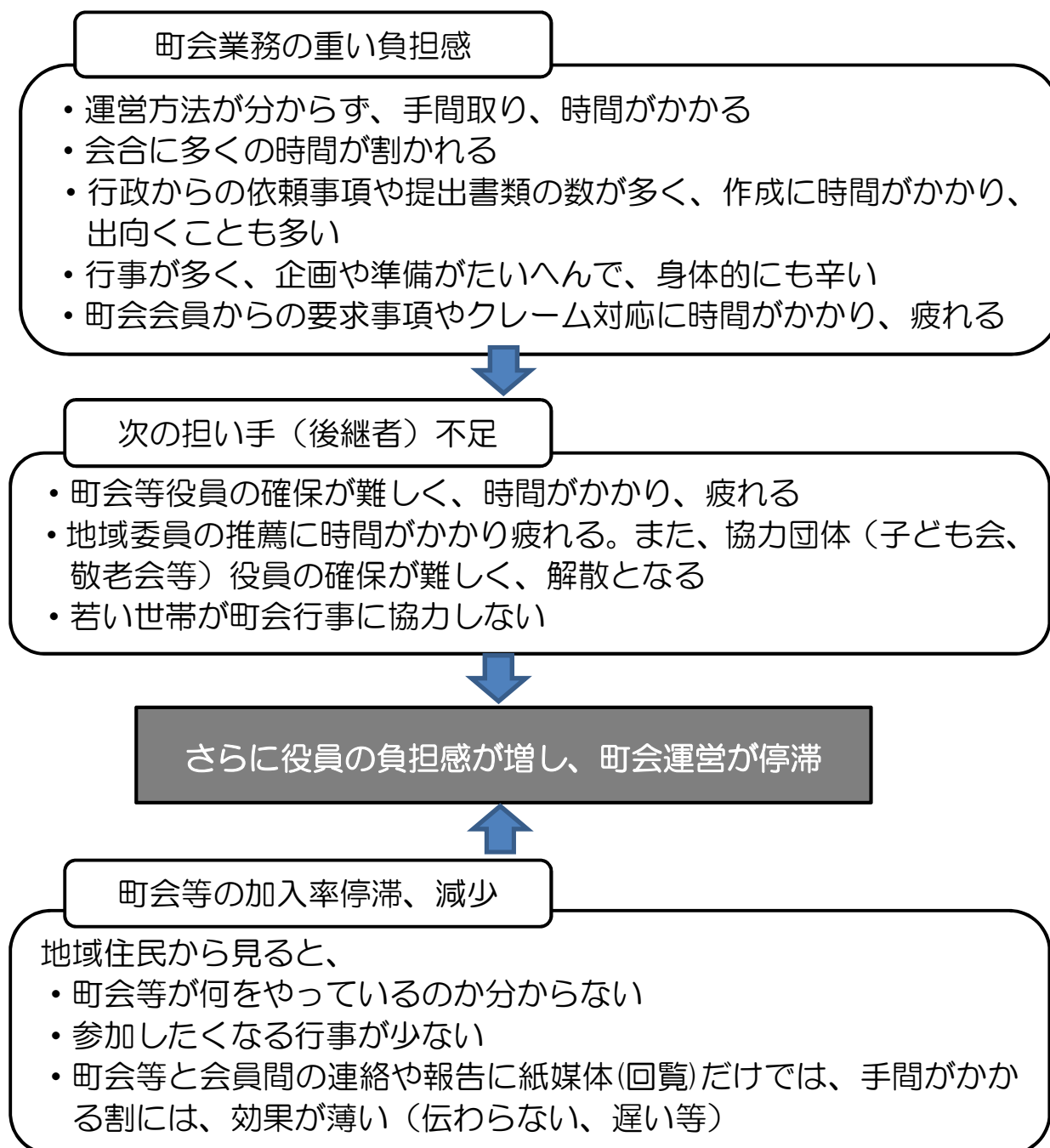
1) 地域の担い手（町会等役員、地域委員）の確保

各町会等の最大の運営課題は「担い手不足」であり、特に町会等役員と地域委員（民生委員児童委員や健康づくり推進員など）の確保が難しい状況が続いています。町会業務の負担軽減や、普段からFace to Faceで町会会員や地域委員との交流を進めることが大切です。

①町会等役員の確保

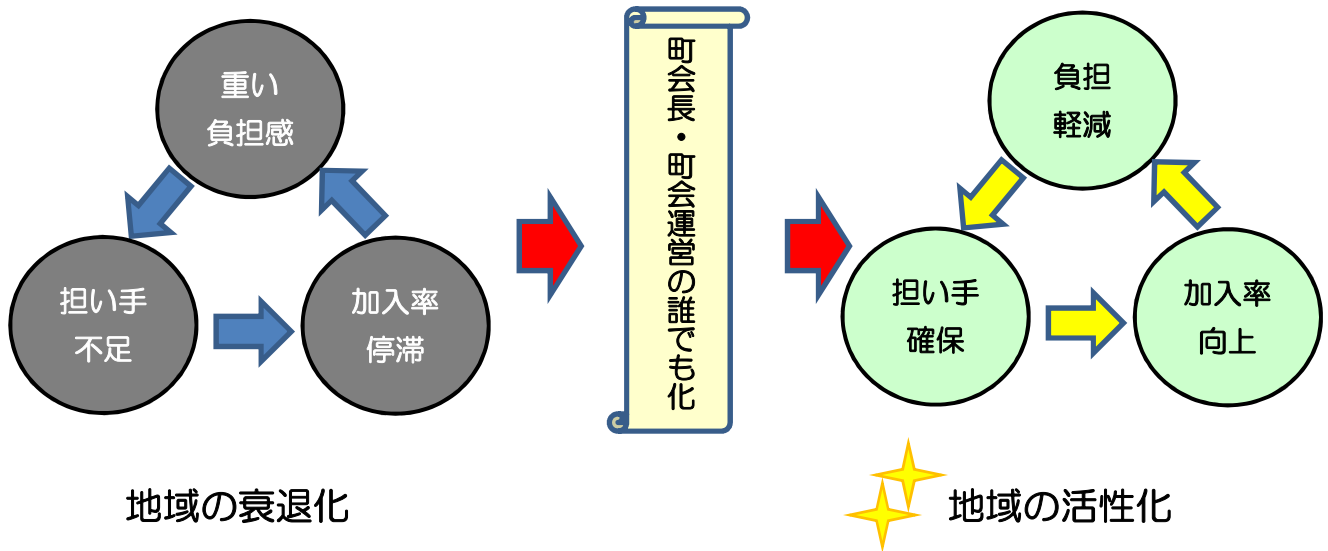
【課題】

各町会等の最大の運営課題は「担い手不足」であり、その原因は「町会業務の重い負担感」にあります。今のままでは、運営が困難となり入会者の減少に加え、退会者の増加により加入率はさらに減少し、町会等の存続が危ぶまれる事態になることは想像に難くありません。



【運営ガイド】

町会等が抱える「重い負担感」「担い手不足」「加入率停滞」の解決の糸口を掴むためには、まず、町会長や町会役員が負担の少ない町会運営の環境を作る「**町会長や町会運営の誰でも化**」を進めることが必要と考えます。ここでは、役員の一ひとりひとりの負担感を軽減し、担い手が確保しやすくなり地域の活性化を図っている複数の町会の事例を紹介します。



1. 「事務局」の設置と業務移行

町会等の仕事は多岐にわたり、行事開催や会合への出席、事務作業等に時間的、体力的、精神的負担が重くかかります。その仕事の中には資料の配布や連絡など決まったものが多くあります。役員とは別に手慣れた人(事務局)が町会事務を担うことにより、役員の負担を軽減し、役員本来の担うべき会務に専念することができます。

事務局を設置する際には、あらかじめ「役員の役割や町会行事・会合の見直し」「業務引き継ぎ書や手引書(マニュアル等)の作成」「予算見直し(有償専任者を置く場合)」を検討する事が重要となります。

北柏町会事務局の事例

事務局が担う仕事

- 書類管理(役員内での共有化)
- 書類提出(市や関係団体への書類送付)
- 会議準備(開催案内、資料準備、会場設営)
- 回覧発出(回覧、個別配布、SNS通知)
- 掲示板管理(掲示受付、掲出、撤去)
- 出納代行(会計不在時の対応、会計取次ぎ)
- ふるさと会館管理(窓口、使用受付、清掃)
- IT管理(ホームページ、パソコン管理)等々

北柏町会事務局の事例

実際の事務局の動き
(2人で役割分担中)

ふるさと会館駐在業務で

- ・ふるさと会館の管理業務
- ・出納代行
- ・各所からの書類管理
- ・掲示板管理業務

休日や空いた時間で

- ・各会議準備
- ・回覧発出業務
- ・IT管理業務

通勤途中の電車の中で

- ・通知

「通知」はインターネットに上がったものを執行部内へ情報共有し、いつでもどこでも情報確認ができます。また各々の意識が上がり、業務が効率化します。

2. 手引書（マニュアル）の作成

町会長や自治会長、役員が交代する場合、まず最初に困るのは「何を、どのようにやって良いのか分からない」「良かれと思ってやったことが、前年役員や他の役員から否定される」「役員によって言うことが違う」ことです。その町会等の考え方や行事の方法については、書面に残し、引き継ぐことによってスムーズに運営されます。

町会等運営や行事について、「目的」「対象者」「実施項目」「スケジュール」「担当」などを記載した手引書（マニュアル）や実行計画書を作成している町会が増えています。

なお、細か過ぎたり、ページ数の多いマニュアルは、読み手は敬遠し、結果的に読まれないマニュアルになってしまいます。要点を表や箇条書きでまとめたものを作成し、適時見直しをすると良いと思います。

各町会等の特徴ある事例

- 1) 1年輪番制の班長・組長の役割は、手引書や総会資料の中で、易しくマニュアル化しており、新規入居世帯でも迷わない丁寧な内容である。（増尾町会）
- 2) 役員の引継ぎは、直接面談を行い、記録を残し、マニュアル化している。（大塚町会）
- 3) 新規役員用「しおり」を作成し、引き継ぎはその内容で行っている。
- 4) 町会情報を整理し、年度別ファイリングから、項目別ファイリングへ変更（テーマ別時系列ファイル）した。ファイルはUSBで引き継がれており、すべてのUSBメモリーの内容を一元化し、町会DB（データベース）を項目別に作っている。（以上、柏の葉三丁目町会）

3. 協力者や支援者との連携

初めて町会等の役員に就任した際に、何をどのように進めて良いか分からず苦労します。手引書だけでは分からない仕事や考え方については、やはり経験者やベテランから教えてもらい、一緒に活動してもらうことが必要です。町会等役員経験者を「相談役やアドバイザー」に就いてもらう、地域のさまざまなボランティア団体やふるさと会館を利用するサークル、学校関係のPTAや青少年関連団体などに「協力者や協力団体として連携」してもらうと、強い味方になります。

各町会等の特徴ある事例

- 1) 専門職の防災組織「えるそな会」が、町会活動の一部（防災活動、芋煮会お祭り準備など）を担い、町会長・役員の職務軽減につながっている。（増尾第二自治会）
- 2) 業務量の低減策として、イベントの参加者にごみの持ち帰りを心がけてもらっていることで、ごみの最終整理がスムーズになった。（大塚町会）

4. IT（情報技術）の活用

町会等役員になると突然に会合が増え、良く分からない内容に時間を取られることに負担感を持つことが、町会等役員になりたくない大きな理由となっています。また若い世帯からは、回覧が回ってしまうと町会等が何をやっているのか分からなくなり、参加しないのが実態となっています。

いつでもどこでも、役員が町会活動の資料を作成や閲覧でき、また会員は町会等の情報を得られる環境を作ることが必要となってきています。

IT技術を活用し、町会等資料や行事予定等を自宅や外出先でも見られ、ふるさと会館の予約状況も確認できるようになると便利です。あらかじめ会議資料を確認しておくことで会議回数を減らすこともできます。

今、スマホやパソコンを触ったことのある人は、たいへん多くなってきています。操作が得意な人に携わってもらい環境をつくることも町会等への協力者を増やすチャンスとなります。また、会費や助成金を活用して外注化も一案でしょう。

三俣町会の事例

- 1) 町会運営のIT化に「IT班」を新設し積極的に推進。
- 2) IT化の内容は以下。
 - ①町会資料をクラウド上に登録し、誰でも、いつでも、資料を作成、変更、閲覧ができる環境の構築(回覧、運営マニュアル、年間スケジュール表、資料(ごみ当番表など)、記録の蓄積など)。
 - ②町会の会議連絡はメールにて事前に資料を送付し、会議では決定のみ行うことで、会議回数を減らし時間的負担を軽減。
 - ③物品のネット購入により得られる購入ポイントを利用し、町会費を有効活用。

5. 参加者意識の向上

町会等の活動で最も大切なことは「**顔と顔が見える関係づくり**」です。そこに注力するためには、町会等活動の負担軽減を図るとともに、町会会員への丁寧な町会等活動の説明（情報公開）と近況を気遣うコミュニケーションが必要です。また、会員が活躍する場や、会員同士が懇親を深める場を設けることも重要です。

会長や役員を輪番やクジ引きで決めることも、町会等に関わる良い機会となると考えます。特に男性は近所付き合いに不慣れなところがあり、近隣の絆が深まる良いきっかけにもなります。また会員からの提案を積極的に受け入れ、有志に企画から実施まで任せる機会があっても良いと思います。パソコンや広報紙作成、お祭り準備など得意な場面で活躍してもらうサポーターを積極的に募集することも有効と考えます。

各町会等の特徴ある事例

【増尾町会】

- 1) 町会活動をよく理解してもらうよう町会を紹介した小冊子「皆さんの増尾町会」を作成し、全戸配布予定。内容は、町会の役割や役員体制(組織図)、活動の内容、経費使途(割合)、地図など。
- 2) 新旧の班長・組長（輪番制）の引継ぎ会議を開催し、具体的な引継ぎに加え、たいへん有意義な意見交換の場としている。
- 3) 若い役員には、活動に出られる時に出てもらうよう柔軟に対応。

【大塚町会】

- 1) 個々人のつながりが強い婦人ボランティアグループ「はなみずきの会」が、役員等の確保、推薦機能を果たしている。
- 2) 行事の時などに声かけを行い、役員候補の見当をつけている。

【豊町西町会】

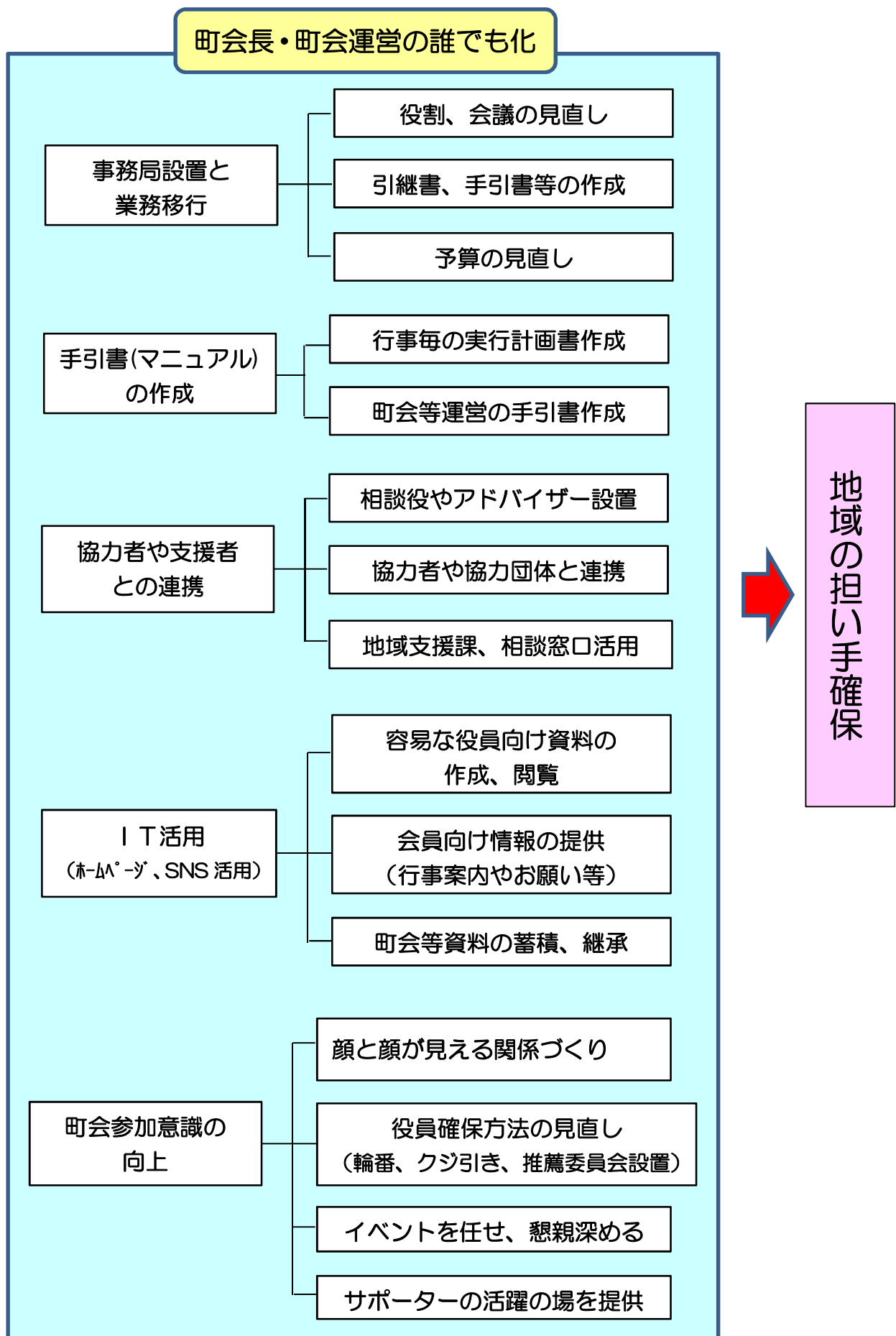
- 1) 女性役員を纏めるベテラン女性役員の存在が大きい。
- 2) 夏祭り等でのお手伝いを通じ、常日頃から適任者を探すことが肝心。

【三俣町会】

- 1) 女性から町会に関するアンケートを実施し、意見を寄せてくれた方で「女子会」を開催。女性の地域活動への意欲は強く、町会で活躍できる「場」を提供することで地域を活性化している。



前述した施策をまとめると以下となります。



②地域委員の確保（民生委員児童委員、健康づくり推進員、防災推進委員など）

【課題】

行政から町会等への依頼事項は増える一方であり、反面、地域委員を受けてもらえる人は減少しており、特定の個人に多くの役割りが偏っているのが実態です。また、町会等役員も1年交代の方が増えており、地域委員の適任者を探すことができないのが実態です。

【運営ガイド】

地域委員を問題無く確保している町会等では、各地域委員を町会役員に入ってもらったり町会等行事に参加を要請し協力体制を普段から心がけること、各地域委員に後継者を普段より探してもらい一緒に活動する期間を設けた上で、引き継げるよう依頼しています。

また、地域委員就任を依頼する際には、特定の団体等にかたよらないことやビジネスに活用されないよう、配慮することが大切との意見もありました。

2) 具体的な仕事の負担軽減

①さまざまな会議への出席

町会等の役員に就任したとたん、出席しなければならない会合の案内が山のようにきます。会議の多さや時間的な制約が、町会役員の負担感の大きな原因のひとつになっています。

【課題】

町会等の内部会議以外に、ふるさと協議会、学校関係、地域委員関係、社会福祉協議会関係等々、たいへん多くの会合があります。ほとんど毎日、何かしらの会議が開かれており、特に町会長や自治会長、区長はそのほとんどに出席しなければならない状況です。一方、会合の目的が不明確なものや、形骸化している会合も多いと推測されます。

- 目的が不明確で、過去踏襲で開かれている会合
- 連絡だけの会合
- 結論が出ず何回も開かれる会合
- 担当者が出席すれば済む会合

【運営ガイド】

ここで思い切って、以下項目で会合の見直しをすることが必要と思われます。

- 各会合の必要性や頻度の見直し（部門や事業の再編や統廃合を含めて）
- 出席者を分担（町会長に集中する権限の移譲も同時に検討）
- 複数の会合を1日で済ます（各会合の時間短縮も同時に検討）

②回覧、広報

回覧は、市や町会等また地域内の学校や警察、さまざまな団体の情報伝達的手段として大切な役割があります。ご近所とのコミュニケーションのきっかけや安否確認の一助になるため、継続して欲しいものですが負担感もあります。

【課題】

回覧の要請がバラバラにあると、回覧回数が多くなり、その都度仕分けや回覧する手間がかかります。また、特定の世帯で回覧が止まることで、回りきるまでに時間がかかり、行事の締め切りに間に合わない等のトラブル対応にも負担感があるものと考えます。

【運営ガイド】

回覧の回数が多い場合は、緊急回覧を除き回数を削減する工夫として、報告やたより等はまとめて回覧することや、行政連絡(市役所から2か月に1回配布依頼がある)に合わせて回覧する等の工夫があります。また回覧の目次を作成し、読み手が見やすい工夫をしている町会等もあります。また、不在がちで回覧が滞る世帯には、回覧しないことや回覧を最後に届けることを承知してもらうことで対応することもあります。

③住民からのクレーム（苦情）や相談など

【課題】

クレームや相談は、町会等の事業の見直しに参考になるものもありますが、どう考えても理不尽なクレームがあることも事実です。お隣同士の問題や町会等に直接関係ない問題などが持ち込まれることがあります。役員にとって、とても精神的負担が大きなものです。

【運営ガイド】

町会等の運営に関する問題の指摘

真摯に問題に向き合う姿勢が必要です。町会役員間で問題点を共有し、協議を行ってください。困ることや迷うことがありましたら、柏市地域支援課へご相談して下さい。

住民間のトラブルに関する問題

近隣同士の金銭や男女関係の問題など、町会等が関与すると、あらぬ方向に問題が発展したり、町会等が間に立って対応せざるを得ない場合があるため、直接に関与することはせず、関係機関や専門機関に任せて下さい。そのために、公的機関の相談窓口や民生委員、関係機関の紹介をできるようにしておくことが大切です。

近隣トラブルへの対応事例

- 道路上に樹木が繁茂、隣からの植木が自宅に入る、落ち葉が庭に入る
→植木の所有者に直接に話をしてもらふこととし、所有者が不在や不明な場合は、柏市環境サービス課へ相談した事例や、所有者が町会役員等の知り合いであり、間接的に「困っている人がいる」と伝えた事例があります。
- 空き家、空き地での植木や雑草の繁茂
→家屋や土地の所有者の連絡先が分かれば、直接または知り合いから話をしてもらふこと、所有者が不在や不明な場合は、柏市環境サービス課へ相談した事例があります。空き家や空き地になる前から所有者とコミュニケーションを取り、移転先や連絡先を確認しておくことが大切と思います。

なお、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空家法」という）が平成27年5月に施行され、国を挙げてこの問題に本格的に取り組むこととなりました。柏市は、総合的・計画的な空家等対策を推進するため、「空家等対策計画」を策定しました。所有者が分からず、廃屋状態や防災防犯の上で危険がある場合は、柏市住宅政策課に相談して下さい。以下または右をご参照下さい。



→ <http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/140400/p046213.html>

- 近隣の騒音、悪臭問題
→問題の状況をできるだけ音声や映像の記録に残し、また問題発生の日付や回数なども記録に残すように伝えている事例があり、その情報を町会等や柏市地域支援課、警察と情報共有し、関係者で検討する必要があるようです。問題を発生している本人が、自身に問題を抱えている場合も多く、民生委員や地域包括支援センターとの連携も必要になりますので、町会等は多くの関係機関と情報共有する対応を心がけて下さい。
- 不審な行動、家族虐待の兆候
→高齢者であれば徘徊の可能性があるので、民生委員や地域包括支援センターへ連絡するよう伝えて下さい。不審者や虐待が疑われる場合は、迷わず警察に連絡することを伝えて下さい。

役員間の意見調整

役員間の意見に相違があったり、提案が通らなかつたりすることは少なくありません。その際は、会長や監事への相談や、役員会等で協議し進めることが必要と思われます。しかしながら直接に先方と協議することが難しい場合は、第三者（関与していない役員や監事、ふるさと協議会役員など）を入れて協議をすることが良いと考えます。その場合は、意見書や企画書などの書類を揃え

てから協議に臨むことが大切と思われます。

【連絡先、相談先】

- 柏市地域支援課 04-7167-1126
- 柏市環境サービス課 04-7167-1139
- 柏市住宅政策課 04-7167-1147
- 地域包括支援課（地域包括支援センター関係）
04-7167-2318
- 柏市福祉政策課（民生委員関係） 04-7167-1171

④神社関係の仕事

【課題】

町会等と神社は古くから関係が強く、連携して活動を行っている町会等も少なくありません。生活に馴染み、地域の守り神として敬い、伝統行事を継続することも重要であります。各世帯の信仰や考え方に配慮無く、町会等がお札代の集金を行ったり、行事のお手伝いをするに疑問を持つ世帯が増えていきます。

【運営ガイド】

信仰の自由もあり、町会業務とは分離し、氏子に任せている町会等が増えています。なお、町会等は、地域の歴史や伝統として地域へ情報提供する等の協力を行っています。また神社関係費は、一般の町会費と分離し、別途徴収することもあります。



3) 加入の促進、退会の抑制

町会等加入率は、戸建て住居世帯は非常に高い加入率（90%以上）である一方、集合住宅（特に賃貸住宅）世帯の加入率は低い値を示す傾向があります。各町会等の加入促進努力や柏市と宅建協会との協定締結により、集合住宅は管理会社やオーナーが一括加入するところも増えており、加入世帯は増えるものと思われます。しかしながらそれ以上に、どこの町会等にも所属していない、どこの町会の地域に所属しているのかも分からない集合住宅や開発地域（町会等不認知世帯）が増えていきます。

（p5 図 4. 町会等加入状況（推定）を参照ください）

また、ここ 10 年間（2009→2019 年）の各町会等の加入世帯数の変化を調査した結果、約 40%の町会等が減少しています。これまでの取材からは「転入した若い世帯が加入しない。役割を担えないことや町会費が支払えない等の理由により高齢世帯の退会が増えている」との多くの声がありました。

以下に、取材や情報交換会の中で、加入率低下の現状や課題、加入世帯数を増やしている町会等での有効な加入促進施策をまとめました。

【現状と課題】

加入率低下の現状

- ①戸建て住宅の多い地域での加入率は高く（90%以上）、集合住宅（特に賃貸住宅）の多い地域での加入率は低い傾向がある。
- ②新たな転入世帯が、加入していない。
- ③高齢化に伴い、役割を担えないことや、町会等費用負担があり、退会する世帯が出てきている。



加入率低下の課題

- ①転入世帯に町会等加入の情報が行き渡っていない。
- ②既加入世帯にも十分な活動情報が届かず、加入意義を感じない。
- ③集合住宅の世帯は、一時的住居であったり、地元意識が希薄であるため、地域活動の必要性を感じない。
- ④高齢世帯には、体力的負担、経済的負担が重い。
- ⑤どこの町会等にも所属していない、どこの町会の地域に所属しているのかも分からない集合住宅や開発地域が増えている。

【運営ガイド】

【戸建て住宅への対応】

- ①町会等会員へ、積極的に活動方針や活動内容、会計の報告を、総会や回覧、広報紙などで説明し、理解を促す機会を増やす。
- ②転入者へ、町会等のパンフレットや加入案内、規約、総会資料等を手渡し、丁寧に説明をし、加入を促す。加入案内には、メリット、権利、義務を明記する。転入者が複数いる場合は、説明会を開催しているところもある。
- ③一定の条件下（例えば、高齢を理由の退会）で、会費減額や役割（班長や行事の手伝い）免除等の会員の状況に合わせた参加制度を設ける。なお、制度を変更するためには、一般的に役員会や総会で承認を取る必要あり。

【集合住宅（アパート、賃貸マンション）への対応】

- ①集合住宅の町会等加入の扱いを明確にし、住宅建築中からオーナーもしくは管理会社との連携を図り、棟単位での加入も考慮する。
- ②戸建て会員と加入条件（会費、役回りなど）を変える。

【全体への対応】

ふるさと協議会連合会制作の町会等加入促進ポスターやチラシを活用する。

何よりも、町会等の活動内容を積極的に知ってもらうよう、新たな転入者や町会等未加入世帯にはパンフレットを渡し、丁寧に説明を行い、加入を促すことが大切と考えます。すでに加入している世帯にも、活動報告を継続的に行うことが必要です。また、その人の希望や都合に沿って、お祭りやイベント、防犯パトロールなどのお手伝いにより、町会活動を体験し納得した上で加入するなどの新しい視点での加入促進を検討することも必要と思われれます。

柏市では、平成 30 年に千葉県宅地建物取引業協会東葛支部との協定(町会等加入促進)を締結し、また市窓口での転入手続きの際に加入促進の案内(パンフレット)を配布するなど、積極的に取り組んでいます。加入促進パンフレットは、柏市役所ホームページ「町会・自治会・区への加入について」よりダウンロードできます。以下または右をご参照下さい。



→ <http://www.kyodoukai.jp/meeting/>

(「町会・自治会・区への加入について」の下段の「関連ファイル」をご覧ください。)



各町会等の特徴ある事例

【加入促進施策】

- 世帯数の大きな集合住宅は、管理会社が加入し、町会費を一括払い。また、新規入居者や町会退会希望者(集金時に判明)には、「災害時に助け合うことが困難になりますよ。特に子供がいる世帯に対しては、親が不在時に災害が起きたら子供が頼れるのは町会しかないですよ。また、子供を助けられるのも町会ですよ」と説得している。(梅林町会)
- 互助の精神が町会の柱であることを伝え、防犯灯の件などを訴えて入会を勧めている。また小規模集合住宅に対しては、オーナーに協力会員として、入会金と年会費を負担してもらう、回覧は回さないなどの合意書を交わしている。(藤心第一町会)
- 加入率調査を2年に1回実施しており、戸建て/集合住宅毎に、加入/未加入世帯を確認している。町会の目的やメリットの説明は、各担当者が町会加入のご案内を持参し、地域の情報などを説明の上、勧誘を図っている。また集合住宅の管理会社や不動産業者へ、町会加入協力依頼を出しているが消極的。(増尾町会)
- 近隣の方同士での簡単な懇親会を3年ほど続けた結果、町会活動への理解が進み、転入者には近隣の会員から加入を声かけしている。(大塚町会)
- 集合住宅が新規開発される場合、加入要請の相手およびタイミングが非常に大事。因みに、ワンルームマンション1棟からは部屋数×会費の7割を運営会社より徴収することを、建設計画時に取り決めた。また、自治会より業者へ、ゴミ集積場、町会掲示板、防犯灯等の設置場所につきアドバイスし、業者から入居予定者への説明の中に、町会への「加入推進項目」の明記を依頼した。(柏住宅自治会)
- 宅地開発等で相当数の新規転入者が見込まれる際には、あらかじめ建築・販売業者に働き掛け、必要と判断すれば入居予定者に町会活動状況の説明会を開催して加入を図る。(西原地域の町会)

【退会抑制施策】

- 班長などの役職を状況により免除し、次の人に代わってもらう。世帯の少ない班を統合しバランスを取る予定。(藤心第一町会)
- 退会はせず、休会扱いの対応を可能にしている。(高柳区)
- 町会規約で生活保護世帯、独居老人、母子家庭等、会長の判断で、町会費免除が可能となっている。(篠籠田町会)

各町会等の特徴ある事例

【町会等の活動を知ってもらう広報紙】

- 1) 会員や新規入居者に増尾町会を知ってもらうため、年2回広報紙を発行し、町会が担っている活動をPRし、理解を求めている。(増尾町会)
- 2) 町会だよりは、年3回発行。特に決算予算を掲載し、会員に周知し理解を得ている。(酒井根町会)
- 3) 今年度、全世帯に町会アンケートを初めて行った。町会行事への参加や行事に協力してもらえるかの内容であり、町会員の気持ちが把握できた。(旭町町会)



宮前町会 会報 (平成 27)



ひばりが丘町会 会報 (平成 27)



羽黒台町会 会報 (平成 28)



布施新町自治会 会報 (平成 28)

4) 実効性のある防災防犯活動

町会等の活動は、災害や大事故時等のいざと言う時に、助け合える人との出会いや、顔の見える関係づくりの場となります。平時の防災訓練や地域の関係づくりは、非常時の対応を確実に実行するために必要なことと考えます。また防犯活動のパトロールは、犯罪の抑止効果となり、安心して暮らせる地域づくりには不可欠な活動となっています。その地域の実情に応じて、ふるさと協議会と連携し地域総合防災訓練や防犯研修などに参加することも必要です。

防災訓練や防犯パトロールには、町会等に未加入世帯にも声を掛け参加を促すことも大切です。その機会を活用し、是非、加入を促進しましょう。

【運営ガイド】

柏市の町会等で行われている防災訓練や防犯活動の事例をご紹介します。

防災訓練

- ①町会等、ふるさと協議会主催の防災訓練の事例
 - ・避難訓練、安否確認（無事ですプレートや黄色い旗の活用）、初期消火訓練、炊き出し訓練、救出訓練、伝達訓練、バケツリレー、無線連絡訓練
 - ・防災セミナー（講義、DIG、HUGなど）
- ②消防署へ委託した防災訓練の事例
 - ・起震車体験、通報訓練、救急救命訓練（AED）、煙体験
- ③避難所設置訓練、運営訓練
- ④防災施設見学（西部防災センター等）
- ⑤特徴ある活動の事例
 - ・パッククッキングセミナー
 - ・まちなか訓練（実践型想定訓練、町内で同時多発的に発災を想定）

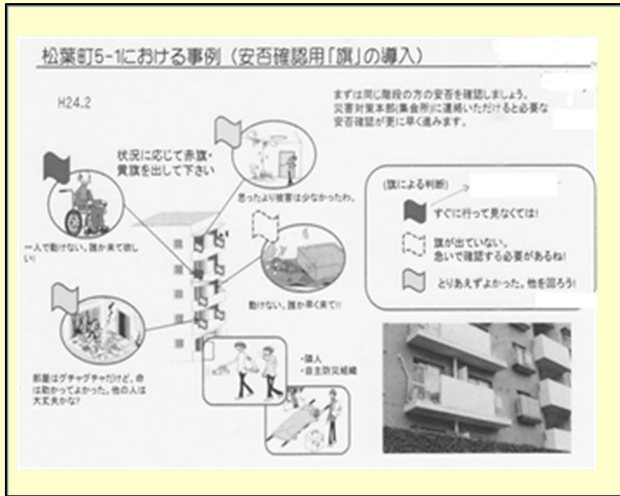
多くの町会等は、避難訓練や初期消火訓練を中心とした防災訓練を行っています。また町会等では実施していなくとも、広域防災訓練としてふるさと協議会主催の総合防災訓練に参加しているところも多くあります。

多くの参加者がいる町会等は、訓練の内容に工夫をこらしており、実践型（実際に則し町会内の複数で発災を想定、発災から避難所設置までストーリー性をもたせた訓練等）や他イベント（運動会や祭等）との共催などが有効のようです。

避難所設置や避難所生活、在宅避難を想定した訓練はまだ十分とは言えず、今後「自助」「共助」の実践的な訓練が必要と考えます。

また、防災訓練の必要性を住民に訴える必要性があります。他人事を自分事として認識してもらうには、身近な自助として非常袋の準備や家具転倒防止器具取付け、報知器の設置などを呼びかけることも大切と考えます。

各町会等の特徴ある事例



松葉町五丁目第一自治会の黄色い旗による安否確認



あかね町会の無事ですプレート



西山町会の「無事ですプレート」



裏は防犯プレート



自主防災組織「はなみずきの会」用ヘルメット



大塚町会安否確認用グッズ

防災、減災設備の設置、点検

- ①町会区域内に消火器設置
- ②防災用ソーラー電灯設置
- ③災害井戸設置
- ④防災機器(発電機、リヤカー等)準備および定期点検(運転訓練)
- ⑤非常食備蓄

防災減災設備の準備は、自主防災組織への助成金もあり揃っている町会等が多いと思いますが、メンテナンスや実際に機器を運転できる人材の育成が伴っておらず、いざと言う時に動かせない事が予想され対応が急がれます。また設備の老朽化やより有効な設備への置き換えも検討が必要になっています。非常食の備蓄は、必要数量や保管場所・期間、処分の管理が難しく、各家庭での備蓄を推進した方が良いとの意見もあります。

各町会等の特徴ある事例



桜台町会の掲示板横に設置された消火器



柏ビレジ自治会の防災井戸
「ビレジの泉」

防災啓発活動

- ①歳末警戒(火の用心)パトロール
- ②防災啓発パンフレット(東京防災等)配布、ホームページ開設
- ③防災マニュアル作成、配布
- ④AED配置マップ作成
- ⑤各家庭の警報装置設置調査(消防署との連携)



地域団体等との連携

①自主防災組織、防災委員会（町会等との関係）

自主防災組織は、町会等役員が兼務する組織が多く、重い負担があるために活動が形骸化している地域もあると思われます。実効ある自主防災組織とするために、専門性のある団体とし、防災減災の知識や技能の蓄積を進めているところが増えてきています。

自主防災組織を中心に、防災推進委員や防災活動団体との連携が必要です。

②学校や消防団との連携

災害時には、学校の校庭が避難場所に、また体育館や教室が避難所になります。平時より学校関係者とは連絡を密にし、避難所設置や避難所運営について意見交換をしておくことが必要です。その際は、ひとつの学校に複数の町会等が関係することから、ふるさと協議会もしくは避難所として利用する町会等で集まり意見交換する場を作ることが大切です。

消防団は、防災や発災時に活動する専門部隊です。平時より消防団の活動費の一部負担や防災訓練時に協力を求めている町会等も少なくありません。その活動を理解し、協力していくことが大切です。町会等の会合で消防団の活動について報告してもらう機会を作っているところもあります。

③K-Net との関係

柏市には「柏市防災福祉 K-Net（ケーネット：カシワネットワーク）」があります。これは、避難行動要支援者（ひとりで避難することが困難な（要介護 3～5・視覚、聴覚障害者・特定の重症疾患の方等）、申告制）を、事前に町会等や民生委員児童委員等へ避難行動要支援者の情報を提供することで、災害発生時や災害の発生が予想される時に、安否確認や避難支援を町会等に協力していただくことを目的とした制度です。

各町会等により運用方法は異なりますが、避難行動要支援者の情報を近隣の方に提供し、いざと言う時の安否確認や可能な範囲での避難時の付き添い、介助等を依頼しています。発災時に救助の義務はありませんが、近隣との協力支援を行うためには重要な情報元となり、ひとりでも犠牲者を無くしたいものです。その一方、避難行動要支援者が町会等に参加していない場合もあり、平時に町会等に協力をしない方を、いざと言う時に支援することに疑問を持たれる方がいることも事実です。支援を受ける方も支援をする方も、気持ち良く運用するためには、是非町会等に参加して欲しいと思います。



各町会等の特徴ある事例

- 防災訓練は、実際の災害を想定することが重要であり、まずは自宅内、そして向こう三軒両隣の安否確認を行い、班長及び旧班長が班内の安否確認をする。訓練内容は「西山町会防災会」が立案し実施している。安否確認は、各世帯で「無事ですプレート」を玄関又は門に掲げることにより、確認をやすく工夫している。安否が確認できた世帯や被害状況に対しては、災害対策本部の床上に置かれた大きな町会地図に記入していき、複数の人が同時に見ることができる。

避難所設置訓練は、年1回(9月)に、学校が実施している親の児童引き取り訓練と地域が合同で避難所運営訓練を一緒に行っている。また、炊き出し訓練は、食材を購入する事無く、自宅にある食材を持ち出すことにより、実際に想定した内容で実施している。自主防災組織長と町会長は兼務していない。防災会は、町会の防災部門の下部組織に位置づけされている。防災組織は、各部門が指示無くても動ける体制。防災会のホームページ「柏市西山町会防災会」は以下または右をご参照下さい。(西山町会)



→ <http://www.kashiwa-bousai.com/>

- 防災訓練を年2回実施しており、初期消火訓練及び炊き出し訓練、安否確認訓練を行っている。また県西部防災センターへの研修もあり。自主防災組織は44名の委員で構成しており、そのうち16名のセーフティーリーダーがいる。また、防災体制検討委員会(町会役員4名、防災会4名)を設置している。(加賀町会)
- 消防署指導の下、防災訓練を実施。集合住宅の通路側に安否確認のオレンジ旗を出してもらい、中庭の駐車場から確認している。高齢者を含めた参加促進のため、抽選券を配布。またK-Netシステムに登録している障がいを持った方も、防災訓練に参加している。(サルビア会)
- 防災活動にあっては安否確認が大事ととらえ、年1回実践。安否確認は防災会と有志の防災活動団体「はなみずきの会」で実施し、80%以上の世帯を確認。2人一組で約45分を要する。各戸が「無事です」プレートを表示して呼応するやり方。また避難所となる小学校で開設訓練を実施(避難所準備委員会が主導)。自主防災会会長は副町会長が担当し、現在の会員は防災会長と町会長のみ。協力員として班長と年々の組長、「はなみずきの会」有志が参加。(大塚町会)
- 町会内に3棟ある150世帯が入居しているマンションでは、それぞれのマンションの防災訓練時、町会関係者にも声をかけ防災訓練を見てもらうようにしている。あるマンションでは、イザという時、屋上タンク迄揚水出来ないの、1Fに給水口を設けて3日間は耐えられる工夫がしてある。また、K-Netで登録してある人を一年に一度顔合わせの機会を救援隊組織が作っている。(豊町西町会)
- 近隣町会との合同避難訓練は小学校の協力で(避難集合、大地震ビデオ上映)充実。事前に回覧版で、訓練日当日、無事であれば玄関先にタオルを巻き無事を知らせ、巻いていないところは班長が個別に確認している。(塚崎二丁目自治会)
- 町会活動で活躍していた若い人や女性を含む会員に声をかけ、任期なしの「防災委員制度」を導入。防災委員全員で組織運営の話し合いや防災に関する学習の場とし、防災力の維持、向上を図っている。(向山町会)

各町会等の特徴ある事例

- 管理組合と自治会が資金援助して「防災組織本部」を運営。備品として、車いす、担架、リヤカー、井戸設備、簡易トイレ16セット（シェルター付）、投光器等を準備。「イニシャルミッションカード」（防災役員不在のとき）による、自主防災避難体制をルール化している。「全員参加型防災」として住民同士のコミュニケーション（全員が自主防災役員）をモットーとしている。災害時に安否確認用の「黄色旗」が出ていない家は戸別訪問する。広報を年4回発行。（松葉一丁目第一自治会）
- 町会から独立した自主防災組織「えるそな会」が防災活動に専念し、自治会行事にも積極的に参画し、さまざまなイベントが実施されている。例えば、炊き出し訓練を兼ねた芋煮会を中心になって開催している。会のメンバー16人が5つの班を担当し災害時の避難経路を安全確認している。防災の準備、心構え、町内案内図、消火器の配置まで記入されているハンドブック「防災生活ガイド」は、他の町会等にとっても参考になる。K-Net 活動も「えるそな会」に移管している。（増尾東映第二自治会）
- 隣接する中学校とのコラボレーションにより防災訓練を実施し、学生に災害時の対応を体験させる訓練や小学校で実施される防災フェスティバルに参加し、非常時のための「パッキングキッチン教室」等を開いたり、中学校に設置した「再生エネルギー蓄電池付LED照明装置」の説明会を開催している。また、自主防災組織を3つのグループに分け、其々のグループには一般住民から公募で登録されたマイスター（マイスターには、医師、看護師、介護師や、電気工事士、水道工事士、造園師等、災害時のお助けマンの能力をお持ちの方を組織化している）を配置。（松葉三丁目町会）
- 防災訓練は実践的な「まちなか訓練」で、町内4箇所で同時に火災が発生したことを想定し、住民が自宅にある消火用具や救助に役立つ用具を持ち寄り、住民自らが火災に即応する訓練と安否確認訓練を行っている。各年度で災害図上訓練や水パッキングの投てき訓練を行ったこともある。自主防災組織は、専門性と継続性を確保するため、町会とは別組織としてスタート。ほとんどの隊員は2年以上継続している。隊長は町会長が兼務しないことにしている。（ひばりが丘町会）
- 「防災祭り」に消防署も参加し、炊き出しを行っている。参加者は、ママさんのロコミが奏功して若い人の参加が多いのが特徴。地域に学校がないので、保育園、斎場と協定し、避難場所、備蓄品やAED 利用の開放をお願いしている。（北柏町会）
- 災害時には最初に会館に駆けつけた人がリーダーとして活動するマニュアルを整備。東京消防庁のOBが町会にいて、アドバイスをしてもらっている。（柏の葉一丁目自治会）
- 「救命講習会」を開催し、人命救助の技能、知識、体力を高めるために、人工呼吸やAEDなどの普通救命講習を受けてもらい修了証書を発行。大勢の人が受講している。（高柳区）
- 自治会専用の防災井戸として、会館敷地内に「ビレジの泉」を設置。専用の発電機と5つの蛇口を設置している。また毎月、無線連絡訓練を行っており、会館内に無線機室があり、高い位置にアンテナを設置し感度を上げている。（柏ビレジ自治会）

防犯活動

- ①防犯パトロール（敬老会やペット散歩者との協力体制）
- ②青パトロールカーによる巡回
- ③防犯啓発のぼり、プレート設置
特徴ある「のぼりコレクション」は以下または右を
ご参照下さい。
→ <http://www.kyodoukai.jp/operation/1/>
- ④防犯カメラ設置
- ⑤防犯マップ作成、配布
- ⑥生徒の登下校時の防犯、交通安全パトロール



専任の防犯活動団体がある地域は、防犯活動が積極的です。町会等役員が防犯活動を兼務することはやはり重い負担となり、活動が消極的になります。町会等は工夫したのぼりやポスターなどの啓発活動を中心に活動しても良いと考えます。

各町会等の特徴ある事例

- 防犯パトロールは、毎月、町会役員、増尾ダイヤモンドクラブ（シルバークラブ）、有志合同で実施している。また、ふるさと協議会と共催で夜間パトロールを実施。（増尾町会）
- 歳末夜間特別警戒やふるさと協議会主催の防犯パトロールに参加。（酒井根町会）
- 各班輪番の防犯パトロール実施、専門委員による青色パトカー巡回。（加賀町会）
- 防犯活動が活発であり、毎週1回柏中学校校内パトロール、毎月1回柏小学校の通学路パトロールを実施。さらに年末年始は特別にパトロールを実施し「空き巣ゼロ」を目指している。（柏市明原町会）
- 夜警パトロールには、子供も参加（お土産付き）、警察署より警察官が8名参加。（梅林町会）
- 警察OBと区長が、年末パトロールを実施。防犯灯管理や地下道の非常ベル動作確認、小学校の始終業式の日登下校見守り活動を行っている。（旭町町会）
- 週6日、1日に2回防犯パトロールを行っている親睦会があり、在籍51名（男性14名、女性37名）、活動は毎回15～20名ほど。月曜から土曜まで、毎回10時、15時に巡回している。（増尾東映自治会）
- 防犯巡回を年16回、夜7時から約50名が参加。防犯マップを小学生が作成しており、危険箇所、避難場所、防災無線塔、こども110番の家が見やすくできている。（しいの木台区）
- 防犯パトロールを月曜～金曜日まで1時間程度行っており、パトロールしながら、独居老人宅の様子を洗濯物の有無などで、それとなく確認している。防犯担当は20名程度おり、交代でパトロールを実施している。（花山町会）

5) 皆で行う綺麗なごみ集積所管理、環境美化

町会等が行う大切な活動の中に、ごみ集積所管理があります。日常的に排出されるごみの管理は、清潔な住環境を保つために必要な活動であり、住民がルールを守ることにより維持されます。しかしながらごみ集積所は、計画的に当初より設置された場所とは限らず、路上や空き地、駐車場内、個人の敷地内に設置されているところも多いのが現状です。ごみ集積所の利用者がルールを理解し、利用し易い方法を考え、工夫している町会等が多くあります。

【運営ガイド】

以下に、柏市内で行われているごみ集積所や環境美化の方法や工夫の事例をご紹介します。

ごみ集積所設置、ごみ当番

①ごみ集積所の新設や移設は、町会等から柏市役所環境サービス課へ申請します。事前に市役所へ相談し、市役所職員が現地調査し設置可能であれば、申請書と同意書を提出します（申請はいつでも可）。同意書には、設置場所の地権者および隣接する関係者の同意印が必要となります。

設置基準には、①ゴミ集積車が通り抜けられる、またはユーターンできる場所が確保できる、②20軒程度の同意が得られる、③交差点から5m以上離れている等があります。

なお、設置場所には、近隣の住民の理解や道路通行の妨げになる場合がありますので事前に協議が必要となります。普段から近隣とのコミュニケーションが大切となります。道路通行の妨げにならない工夫をしている町会等も多いので、ごみ集積所の事例（ごみステーションコレクション）を参考にしてください。

以下または右を参照下さい。

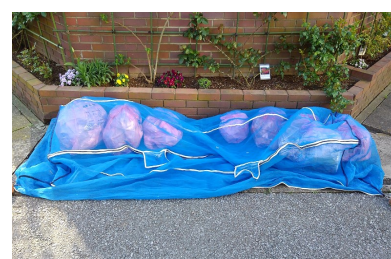
→ <http://www.kyodoukai.jp/operation/2/>



折り畳み BOX 式



ペットボトルで固定



ファスナー付袋式

②ごみ当番は、各町会等内もしくは班や組内で順番ややり方を工夫しています。輪番制が多い様子です。近年は住民の高齢化が進み、ごみ当番が困難な場合が出てきています。高齢者や障がい者には、ごみ当番を免除する等で対応しているところもあります。

③資源ごみの総重量に応じて柏市から報奨金が支給されるので、その一部を各世帯に還元する意味で「ごみ袋（1セット）」の配布などを行っている町会もあります。

カラス対策

ボックス型や組み立て型、ファスナー付袋型のごみ集積所（上記写真を参照）の効果は大きい様子です。ごみネットを使用している場合は、ごみ袋が飛び出したり、カラスが摘み出せないように、ネットの下側をきちんと入れ込むことでも、だいぶ被害は少なくなります。このような習慣を住民の皆さんに周知することが大切です。

なお、資源回収報奨金を活用して、ごみネットを町会等で購入や費用を助成しているところも多いです。

不分別、不法投棄、町会等未加入者への対応

- ①ごみの分別回収は進んでいますが、一部の利用者や新たに転居してきた世帯が誤ったごみ出しをすることがあります。町会等より「ごみ出しカレンダー」を加入世帯へ配布していると思いますが、改めて回覧で正しいごみ出しのお願いや、ごみ集積所に張り紙などでお知らせする町会等は多くあります。
- ②町会等のごみ集積所や空き地に、大型ごみなどの不法投棄が発生した場合は、まず町会等会員専用のごみ集積所であることや不法投棄禁止の看板を立てて注意喚起をすることが大切です。それでも不法投棄が継続する場合は、その現場写真を撮影し、市役所へご相談ください。不法投棄現場に遭遇した場合は直接に注意することは避け、車両番号や車の特徴を記録し、市役所や警察に相談することをお勧めします。
- ③町会等未加入者が、ごみ集積所を無断利用する場合は、まず町会等会員専用のごみ集積所であることの看板を立てるか、張り紙をして注意喚起をすることが大切です。町会等に加入はしないが、ごみ集積所は使わせて欲しいと依頼がある場合は、町会加入をお勧めした上で、ごみ当番を一緒に行うことを条件に使用許可しているところもあります。

環境美化活動

柏市では年1回5月に「ごみゼロ運動」を行っており、多くの町会等が参加し、道路や公共場所の清掃を行い地域の環境美化を進めています。また町会等独自で「クリーンデー」を設け、道路や側溝などの清掃、草刈り等を行っています。

各町会等の特徴ある事例

【ごみ集積所施策】

- ごみネットではカラス被害が発生するため、組み立て方式のごみBOXにしたところ、防御にもなり、集積所が綺麗になり、ごみ当番の負担が大きく軽減。町会からはゴミネットに対し補助金を出している。行政区毎でごみ出し問題を解決してもらっているが、ある地区では、資源ごみ集積所の当番は2軒で担当し、問題が発生しないように変更。ごみ捨て違反には、ルールを記載した紙を掲示し注意喚起すると間違えが減少。(増尾町会)
- 美化部が、2ヶ月に1回、住民による一斉清掃を実施。またゴミ集積所の管理運営を行っている。(手賀の杜自治会)
- 集合住宅のゴミ出しに問題があり、管理人を通じて指定ゴミ出し日の徹底を図っている。(千代田橋町会)
- 坂が多い土地なので住民同士で、近い所へゴミ出しができるように互恵の体制にしている。(千代田橋町会)
- 資源ごみの回収に力を入れており、収集場所に持って来れない人がいれば、役員が受け取りに出向く。他にも希少金属・ペットボトルのキャップ・食用廃油の回収も行っている。(木戸前町会)
- ごみ集積所の掃除当番表(40 エリア分)作成を役員が一手に受け付けて、調整(要支援者などの当番免除等)をしている。(北柏町会)
- 10年程前にカラス被害が多発し、当時の役員・班長・有志にて立派なごみ置き場を製作し設置することによって解決した。材料を購入して得意な方が設計・製作したため格安で効果的な置き場ができた。4か所に設置したが、環境に応じてサイズや形状まで工夫されている。(めじろ台町会)
- ①資源、その他のごみについて当番を決め、日にちごとに当番の氏名を記載した一覧表を総会資料として全世帯に配布して徹底を図っている。
②毎月、全世帯1名参加の側溝清掃を行っている。(以上 向山町会)
- ごみ出しルールの啓発のため、毎年2月の南部、北部清掃工場の見学会を行っている。また、環境美化運動の一環として小学校児童にポスターを描いてもらい、子ども会が中心となり絵にラッピングして町内に約400枚展示するポスターキャンペーンを実施している。(豊町東町会)



各町会等の特徴ある事例

【環境美化運動】

- 景観保護条例によって、個人宅の改装等に制限がかけられ多少の不便を強いられているが、全体的に良好な景観が維持されている。(柏の葉1丁目自治会)
- 公園整備として、町会役員、婦人部、子ども会が輪番で花壇の水やり、また「里親活動」として町会役員にて清掃や草取りなどを実施(1回/月)。(あかね町町会、他)
- 町内のポイ捨て状況を調査するため、道路を描いた模造紙にシールを、班長さんに貼ってもらい、全体を見えるようにした。(右図参照)
(柏市西原町会)
- 「環境維持委員会」を設置し、その中に「水辺の公園部会」があり、調整池周辺の景観や水質を良くする協議を柏市役所と行っている。調整池が平成25年に溢れる水害があった。自治会内に60軒程度の空き家があり、「空き家対策部会」で対策を検討しており、現在、毎年各班で空き家の植木の状態や家屋の破損などの状況調査などを行っている。環境維持のため、「緑地協定運営代表委員会」「建築協定運営委員会」があり、関係者間で運営している。(柏ビレジ自治会)
- 「エコ・ウォーク」活動を実施。秋に手賀構造改善センターに集合し、5つのコースに分かれ域内のごみ拾いを一斉に行う。(手賀区)
- 町会の財産といえる山林地の下草刈りを実施。そこでカブト虫の養育も行っている。(木戸前町会)
- 女性幹事の提案で「毎月の第3土曜日 9時から町内ごみゼロ運動」を実施中。(桜台町会)
- 町内5ヶ所ある公園の清掃事業を有償受託し、毎月3回「宮前グリーンクラブ」(男性)が4ヶ所を、「バイオレットクラブ」(女性)が1ヶ所を実施している。また奉仕部が中心となり、町内美化を兼ねて、町内7ヶ所「ふれあい花壇」の植替え、育成管理する環境対策を実施。(宮前町会)



ごみのポイ捨てマップ



6) 若者が参加する楽しいコミュニケーション活動

町会等の重要な役割は「人と人をつなぎ、安心して暮らせる地域づくり」です。最も顔と顔を合わせることができる機会は、やはりお祭りや運動会、イベントであることは間違いありません。家族が地域の人たちと楽しく過ごせる時間を作るのは、町会等しかありません。また、町会等未加入世帯に、町会加入の案内ができる良い機会として活用しているところもあります。

その一方、催し物を開催する労力は大きく、負担軽減も合わせて検討していく必要があります。負担軽減に工夫し、努力している町会等のやり方も参考になります。また、開催場所が宅地化されたり、貸主が替わることにより確保が難しくなっているところがあります。常日頃より、貸主とコミュニケーションを取ることも必要と思われれます。

【運営ガイド】

お祭り、レクリエーション大会

- ①各町会等で工夫したイベントが恒例行事として開催されています。地域の人々が顔を合わせ、コミュニティ形成を進める活動として重要な行事であり、町会加入をお薦めする良い機会となります。イベントの事例としては、定番の夏祭り（盆踊り、納涼祭、神社祭等）や餅つき大会があり、ユニークな活動として芋掘り・芋煮会、三世代ふれあいバーベキュー大会、凧揚げ大会、キャンプ、レクリエーション大会、クリスマス会、綱引き大会、七夕まつり等があります。最近では、ハロウィン祭りを開催する町会等が多くなっています。また抽選会を行い盛り上げているところもあります。
- ②その一方、準備や運営には人手や経費の負担が大きいことも事実です。最近では、お祭りの櫓建てやテント張りが重労働となっています。1日だけでも若い世帯の協力を得られるようなボランティア募集や、お祭りのお手伝いをきっかけに「若手の会」や「おやじの会」を作り、毎年協力を得ている町会等があります。また、櫓建てやテント張りを請け負う事業者もあり、外部委託している町会等も増えています。
- ③若い世帯が町会等の行事に関わり易いのは、お祭りやイベントです。若い世帯のアイデアを活かし、運営をお任せすることで成功している町会等があります。企画段階や当日だけの協力でも受入れ、できるだけ多くの人に関わってもらおうよう心掛けましょう。また、お祭りやイベントが終わったら、労をねぎらい次年度へのお手伝いを約束してもらおうことがポイントだとのお話もありました。

- ④調理を伴う飲食物を不特定多数の人に提供する場合は、保健所に「行事開催届」の提出が必要となります。衛生管理には十分気をつけて開催して下さい。餅つき大会は禁止されていませんが、やはり衛生管理には気をつけ、人や食器の消毒を徹底することや、食べる際に焼きもちやお汁粉に入れる等の過熱する配慮をしているところもあります。

各町会等の特徴ある事例

- 柏まつりに、神輿と山車で地域を上げて参加し、盛り上げている。また、町会とふるさと協議会の共催で行われる「旭町地域ふれあい納涼大会」は23回目を迎え2日間にわたり開催される夏の一大イベント。町会役員や町会協力団体、民生児童委員や健康づくり推進員、PTA等の学校関係者、スポーツ団体、商店会などが大きな協力で飲食やゲームなどの夜店を出し、盆踊りや子供向けダンス、花火などイベントで賑わう。(旭町町会)



- 夏に盛大に開催される「盆踊り大会」、お正月の「餅つき大会」がコミュニティ事業の柱であり、さらにふるさと協議会主催の「三世代ふれあいの集い」「文化祭」にも参加。盆踊り大会は、実行委員会にて企画、運営しており、輪踊りやイベント、夜店も多く出店され、若い世代や子供たちが楽しんでいる。餅つき大会は、町会会館の隣地を借用し、臼と杵で本格的にお餅をつく。子どもからお年寄りまで大勢が参加。(酒井根町会)
- 「明原祭り」を毎年2日間にわたり開催。盆踊りとイベントとして親子会の中学生以下で太鼓の演技がある。焼きそばや焼き鳥の模擬店は、中学校の後援会が担当し売り上げは後援会に寄付。櫓の材料は業者に預かってもらい、またその業者に櫓建て、提灯を下げる配線などを委託。(柏市明原町会)
- 「ハッピー夏祭り」は、盆踊りや子供向けイベントを開催。自治会住民に特殊造形物製作の本職の人がいて、子供向けアクションショーが人気となっている。武道の増尾支部に所属する子供達がアクションショー演技者の中心となって切れのあるショーになっている。(松野台自治会)
- 夏まつりや餅つき大会を開催。実行委員会を設置して進めており、さらにイベント等を経験した元役員などが「サポータ」として大きな協力をもらい、「疾風太鼓」「踊りの会」には、イベントを盛り上げてくれる。年2回の商店街でのイベント(模擬店、ゲームやイルミネーションなど)は、「イベントサークル」が主体で開催しており、自治会は後援をしている。(柏ビレジ自治会)

各町会等の特徴ある事例

- 夏祭りを毎年、町内に在る私立高校の敷地で開催。幼稚園児・小学生・中学生向けの催事（神輿担ぎ・ゲーム等）で三世代の多くの人に参加、また大懇親会もあり、たいへん盛り上がる。（羽黒台町会）
- 「手賀のまつり」には子や孫が里帰りし「ばらっぱ饅頭づくり」も行う。（手賀区）
- 「お祭り」が防災、福祉活動という位置づけとし、桜まつり（花見）、子ども神輿、夏祭り、防災祭りを実施している。（北柏町会）
- ふれあい縁日を開催している。子供向け輪投げ、グラウンドゴルフ、フランクフルト・焼きそば・焼き鳥・飲み物の販売、ピングゲームなどがある。（柏グリーンハイツ自治会）



運動会、スポーツ大会、健康づくり

- ①各町会等では、運動を楽しんだり、健康づくりのイベントを積極的に行っています。ふるさと協議会主催の運動会に参加したり、ウォーキング大会、ボーリング大会、綱引き大会、ラジオ体操等を開催しており、健康講座などのセミナーも行われています。
- ②高齢化が進む中、健康づくりのイベントが増えています。柏市が健康寿命を延ばす政策を進めている中、個人によって好む運動や仲間づくりもしたいとの要望に応えるためには、町会等は運動や健康づくりの「きっかけ作り」が大切です。さまざまな運動や健康づくりサークル等の「仲間づくり」のきっかけができれば、運営はその仲間同士で行ってもらって良いと思われれます。

各町会等の特徴ある事例

- 今年初めて、町会内の男性からの申し出により「ラジオ体操」を学校の夏休みに実施。多くの参加者があった。また、「A(アナログ)スポーツ」と銘打ち、将棋や囲碁、オセロ大会を開催予定。ふるさと協議会主催の体育祭の前に、敬老会で参加した高齢者に「昔を思い出して欲しい」と、昔の体育祭の写真を物語風に映写したところ、「こんな時期もあったな！」と喜んでくれ、多くの高齢者が体育祭に参加。（三俣町会）
- 町会内の名所旧跡を巡る「町会ウォーキング」、「ゴルフ大会」、またスポーツクラブが主催する「スポーツフェスティバル」に町会が協力し開催。（花野井町会）
- 木戸前健康クラブ「みんなで歩こう会」は、近隣の散策を開催（増尾城址公園、カタクリの里、観音寺、広幡神社コース等10ヶ所）。また、医療講演会年1回開催。カラオケ会、芋煮会など行っている。（木戸前町会）
- 福祉委員会が、介護予防セミナー開催や夏休みに公園でラジオ体操実施、健康体操（300回実施し表彰を受けた）等を行っている。（布施新町自治会(現布施新町町会)）

文化祭、発表会

- ①ふるさと協議会主催の文化祭に参加する町会等もありますが、町会等単独で開催しているところもあります。芸能発表会や料理講習会などの行事も継続的に行われています。また、文化的な行事や伝統行事の継承を行っている町会等もあります。
- ②趣味や特技を活かした作品作りや演舞の発表の場は、大切と思われます。各文化サークルや伝統継承団体が発表する文化祭などの主体的な開催や運営は、各サークル代表にお任せする方法に移行し、町会等は、場所の提供や助成金支給、情報提供などの協力を力点を移しているところもあります。

各町会等の特徴ある事例

- 商業施設も協力して実施する文化祭的なお祭り「みんなの祭り」を開催。
(柏の葉キャンパス一番街町会)
- 地区の伝統文化（おびしゃ）を継承している。(高柳区)

子ども会、敬老会への支援

- ①柏市内の子ども会や親子会は減少しており、町会等が子ども会とタイアップをしたいと思っても、子ども会が無かったり、協力的でない場合があると聞くことがありました。子ども会が少ないのは、子どもの減少や親が役員を担えない等の原因があります。親の負担感の中には「子ども会が町会内の団体になると、金銭的援助はありがたいが、子ども会以外の役割やイベントへの動員があり、役員の負担が重い」とのお話もありました。現在、町会等から子ども会への支援は金銭的支援が中心となっていますが、行事や運営の支援を始めたところでは子ども会が復活したところもあります。また、子ども会は子どものためにやっている活動であり、「自治会は資金は出すが、運営には口出しをしない」スタンスでおこなっているところもありました。
- ②柏市内の敬老会は減少しており、町会等の行事へのお手伝いを依頼したいと思っても、依頼できないことが多くなっています。敬老会が減少するのは、集まる場所へ行く足が無い、役員のなり手がいない等の原因があります。現在、町会等から敬老会への支援は、金銭的支援が中心となっていますが、敬老会と連携した高齢者の生活支援活動への移行も検討が必要と思われます。



各町会等の特徴ある事例

- 柏の葉キャンパス駅前まちづくり協議会主催で、「赤ちゃん・パパママあつまれ！」イベントが定期的開催されている。(柏の葉キャンパス一番街町会)
- 児童シニア部が、子育て交流会、お寺でのプチ修行、ハロウィン祭などを企画、運営。(手賀の杜自治会)
- 「新生児祝い金」を創設。(あかね町町会)
- 町会が協力し有志による「こども食堂」を運営している。きっかけは「町会を活性化させるには」を町会役員が考え、若い世帯の町会加入を念頭に、子供達が喜ぶイベントをそのご家族や町会のおじいちゃん、おばあちゃんも楽しく参加出来る「こども食堂」をやってみることとなった。平成29年度から始め、主旨を説明し手伝える町会員を募ったところ、子育ての終わったお母さんを中心に10名程度の方に賛同いただき、子供ならだれでも喜ぶ「カレーライス」を出す食堂に決まりスタートした。



野沢ふるさと会館

本日、こども食堂の開催日です！



ハロウィンの日に秋山市長も参加

- 毎月第3土曜日に「ハッピーサロン増尾」を、毎週月曜日に「子育てサロン」を開設し、町会員や子育て世帯のコミュニケーション不足を解消。町会から補助金を支給している。また増尾地域ふるさと協議会主催の多世代交流コミュニティーサロン「つちのこ」と「ますのこ」を小学校2校で毎週土曜午後実施しており、町会は積極的に協力している。(増尾町会)
- 地区社協が中心となり多世代交流として他人の孫「たまご」の呼称で子どもを巻き込んだ活動をしている「みんな集まれ柳の木」のボランティア団体が担い手となっている。(高柳区)
- 町会内の子供が描いた絵(作品)を、スマホで使えるスタンプのようにネット上に登録し、子どもには「作品が世界中の人が見てくれる」と説明し、喜んでもらっている。実際にダウンロード実績も上がっている。(三俣町会)
- 町会から補助金を支出。また子ども会と祭りを通して、父親の参画を促したり、祭り太鼓は、中学生に依頼している。(東中新宿町会)
- ふるさと会館内に「子ども文庫」を設置している。会館には床暖房が設置されており、冬でも暖かい床の上で読書ができる。(西山町会)

町会内のサークルや協力団体への支援

生活スタイルや趣味、特技などの多様化により、地域の人々がひとつの行事や催事に全員が集まることは難しくなっています。町会内に多様な活動をする多くのサークルやコミュニティに、多くの人たちが参加し、それぞれに楽しんでいるところがあります。町会等からの支援は、ふるさと会館などの会場の提供や活動費の支援、案内状の回覧等を行っています。一方、町会等が支援するサークルや協力団体からは、町会等の行事や活動に協力を得やすくなっています。

各町会等の特徴ある事例

- 地域に多くのボランティアサークルや趣味のグループがあり、町会の活動に協力いただいております。町会からは補助金を支援している。民生委員経験者が、自宅をコミュカフェとして解放したり、また高齢者や婦人のグループ、ゴルフや麻雀のグループ、盆踊り愛好会、酒井根地区おやじの会などが、それぞれに活発に活動している。(酒井根町会)
- 組(班)単位での懇親会を開催している。(大塚町会)
- 高齢者向けに「スマホ教室」を開催し、多くの町会員が参加し好評を得た。また町会の協力団体には、活動補助金を支給し、また納涼大会での出店での売上げの半分は協力団体の収入とし、経費は町会持ちとしている。(旭町町会)
- 趣味の活動が盛んであり俳句、書道、折り紙、歩こう会、ゴルフ同好会など 11 の団体があり活発に多彩な活動をしている。自治会館は運営委員会が管理しており、会館清掃は毎月 1 回各サークルが輪番制で行っている。(増尾第二東映自治会)
- 太極拳、麻雀、歌声などのサークル活動があり、健康麻雀には多くの方がノミネートしている。(月に一回、参加費 500 円)。(北柏町会)
- 管理組合と自治会が補助をして、高齢者の安否や引きこもり対策で有志によるサロン会を毎月第 3 月曜日に開催。「ヨガ」「音楽」「バイオリン演奏会」「体操」などを行っている。(ビューパレー南柏自治会)

各町会等の特徴あるユニークな活動

各町会等では、工夫を凝らした特徴ある活動を行っています。バス旅行やさまざまな講座等が恒例行事になっているところもあり、会員の懇親の場となっています。サツマイモ作りを、多くの人たちが毎年楽しみにしている町会もあります。

各町会等の特徴ある事例

- 自治防災会が中心となり、「防災意識を高くするには、地域コミュニティを意識する必要がある」との考えから、①ファミリー(ワンコイン)懇親会、②餅つき、③健康支援イベント、④農家と連携したイチゴ狩りなど、ユニークな行事を実施し、コミュニティ意識の向上に努めている。(酒井根四季美自治会)

各町会等の特徴ある事例

- 日帰りバス旅行を実施している。(柏市西原町会、千代田橋町会、豊住町会など)
- 集会所の利用が活発で、地域包括支援センターによる講座を2ヶ月に1回開催。集会所隣りの有料家庭菜園を1年契約で、20区画用意している。(サルビア会)
- 菜園活動は、「サツマイモ作り」を苗植え、除草、蔓返し、収穫、芋煮会と半年に亘る行事としており、毎年3世代の親子等、多くの参加者がある。(羽黒台町会)



たくさんの親子が芋掘りを楽しんでいます

コラム3

●地域ぐるみの交流行事

町会等を超えて、地域ぐるみで交流の場を設けているところが多くあります。伝統行事の継承や、新たなまちづくりを目的として開催されています。

①大室の盆綱引き

綱引きに勝った方に幸運、豊作があるとされる年の豊凶を占う行事です。昭和51年に大室盆綱保存会が発足し、恒例の行事として行われていました。しかし担い手不足からしばらく休止していましたが、平成22年度から大室町会が主体となり復活しました。現在は、近隣町会等からの参加もあり地域の伝統行事として継承されています。



②ふるさと田中みこしまつり

柏の葉キャンパス駅前で、15基もの地元のみこしが繰り出し、踊りや演奏など様々なイベントで地域が盛り上がる行事です。田中地域が「第2のふるさと」になることを願い、開催されているお祭りで、駅周辺の各町会等からも参加しています。

③手賀のまつり

趣ある手賀地域のおまつりで、伝統芸能である「手賀ばやし」を地域の神様である「あんばさま」に奉納します。お神輿や山車が地域を巡り、くじ引きなどで楽しめます。以下または右をご参照下さい。

→ www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/020300/p035913.html



7) 高齢者を支える地域の支援活動

高齢化は益々進展し、町会等の活動にも対応が求められています。町会等の大きな課題として、高齢世帯が役員をできないために退会する事例が増えており、町会等の担い手不足が加速しています。またさらに深刻なことは生活支援が必要な独り住まいの高齢者が増えており、地域での支えあい、見守りが大きな課題となっています。

【現状と課題】

地域の高齢化の現状※

- ① 高齢者数の増加（2025年は予想）
 - ・ 65歳以上 10.5万人(2017年)→ 11.2万人越え(2025年) 7.1%増
 - ・ 75歳以上 4.8万人(2017年)→ 6.8万人越え(2025年) 41.6%増
 - ・ 100歳以上 140人(2017年)→ 400人越え(2025年) 286%増
- ② 高齢者への給付金の上昇に伴う、若い世代への負担増
 - ・ 介護給付金が10年で1.84倍(2025年)
- ③ 柏市は元気な高齢者が多い市町村
- ④ 「社会参加している人」「サロンに通っている人」は、要介護になり
難しい
- ⑤ 柏市は、健康状態の把握、近場の居場所作り、孤立しやすい高齢者の
低減を推進

※柏市社会福祉協議会が作成した2017年度町会等情報交換会資料より



地域の高齢化対応の課題

- ① 敬老の日前後に開催する敬老行事（敬老の集い等）や敬老会（シニア会）への参加者減少や団体解散の増加
 - 町会等からの退会者増加、協力者減少
- ② 独居者、自宅から出ない高齢者の増加（限定的なサロン利用者、支援者不足）
 - 孤独死発生、要介護者の増加
- ③ 外出が困難な高齢者への支援に対する法的な規制
 - 地域で、どこまで支援できるか曖昧（事業者と町会等）
 - 個人情報や活動費の扱いが不明
- ④ 「支えあい活動」は始まってから5年が経過し、町会や自治会などにより差異がある

【運営ガイド】

- ①高齢世帯の退会や、協力団体の減少を抑制するために、敬老の祝い会の開催や、記念品配布等のイベントから、町会等や有志が運営する、高齢者の趣味や健康づくり等を楽しむ「集いの場」や、特技や時間を活かし元気に暮らせる「活躍の場」づくりに移行しているところがあります。
- ②高齢者対応の専門家や地域委員の活動へ資金提供することも有効と考えます。民生委員や健康づくり推進員が運営する「サロン活動」へ、資金援助や運営スタッフとしての参加をしている町会等もあります。
- ③「支えあい活動」の高齢者の生活支援は、各町会等ができる範囲で支援組織への支援者紹介や資金提供などで協力することも一案と考えます。

各町会等の特徴ある事例

- 「地域を良く知っている女性が防災活動や高齢者の見守りなど、地域の安全安心につながる活動に関与し、細やかな対策が講じられ、コミュニティの再生がスムーズに進む」との考えから、町会として初めて誕生した女性副会長を中心に、大塚町会婦人ボランティアグループ「はなみずきの会」が2017年4月に活動をスタートした。活動の内容は、町会行事への参加協力、防災組織への加入、防災セミナーの開催や災害時安否確認訓練の実施、高齢者の見守り、児童生徒の見守り、誰でも楽しく集まれるようなサロン風講習会等である。（大塚町会）
- 組織化された「K-Net」が、災害時だけではなく日常の生活支援の必要性を認識し、支えあい団体「梅ちゃんネットワーク」を立ち上げた。協力会員や支援希望者が多くの生活支援を行っている。（梅林町会）
- 生活支援の会「さくらんぼ」がごみ出しなど活動中。（藤心第一町会）
- 加賀たすけあいネットワーク（平成21年スタート）が、有償でヘルパー業務の範囲外の案件を扱っている。（加賀町会）
- 永楽台ふるさと協議会の7町会で、既存の「きんりんの会」を再編し、協力者で特技を持っている人が相互支援にあたっている。（永楽台町会など）
- 近隣の3町会等合同で、柏の葉サポート隊「ひらみ」が毎週金曜日にコミュニティカフェを開催。介護保険の補助金を活用し、地域包括支援センターからのサポートもある。（柏の葉一丁目自治会、柏の葉二丁目町会、柏の葉三丁目町会）
- 地区社協で20年前に立ち上がった「みつば」は有志の方によるサロンや脳トレ等を行っている。（柏の葉一丁目自治会）

各町会等の特徴ある事例

- 支えあい活動として、枝切り、草むしり、ゴミ出しなどを行っている。「ボランティアコーディネーター(支える人、支えられる人との調整役)」を配置しており、コーディネーターの研修を行っている。(高柳区)
- 有志の熱意で毎月第1火曜、第3月曜の『お喋り会』を立ちあげ、身体のことや病気のことなど、なんでも相談しやすいように敷居を低く参加しやすい雰囲気になっている。(サルビア会)
- 多くの協力団体が自治会内でユニークな活動を行っている。自治会は金銭支援を行っている。①コミュニティサロンの「はなみずき」、②元気な高齢者の「新樹会」、③民生委員や健康づくり推進員などで構成される「アイビーサロン」、④植木の剪定や買い物、ごみ出しの支援を有料で行う「NPO 法人ビレジサポート」がある。(柏ビレジ自治会)
- 自治会役員有志が設立した「いきいきネットワーク」は、健康長寿のまちづくりを目指し、積極的に活動している。その中で平成28年度に発足した「支えあいネットワーク」は、ゴミ出し・草取りのサポートをしている。(布施新町自治会(現布施新町町会))
- 支えあい活動「中新宿ハッピーサポート」として庭の手入れなどの作業を行っている。(中新宿町会)

中新宿ハッピーサポート
しあわせ支援

— 老いも若きもみんなで助け合い、困った時はお互い様 —

町会では、管理が困難な地域で最後まで元気で安心して住み続けられる様子を追求する「お喋り会」「多謝けがほしい時」等々、町会一丸となって支えあうことを目的に、「生活支援できる楽しい活動「ハッピーサポート」」を立ち上げ活動を開始いたしました。

※ どんなことでも、困った時、力を借りたい時は、まずご相談下さい ※
町会長 室塚 幸子

◆ 町内の方ならどこでも利用できます

サポート内容	時間帯	料金
ゴミ出し	日替り 日替り30分	1回 150円
簡単な家事 見守り・話し相手 買い物代行 草取り	9時～ 17時	30分 990円 30分 660円 100円
簡単な大工仕事 屋根裏の交換 簡単な庭木の剪定		

※ 料金はサポート1回毎に支払います

利用申し込み・お問い合わせは 中新宿ハッピーサポートセンターへ

9時～17時(年中無休)

★ サポーター(支援をしてくださる方) 募集中! ご連絡をお待ちしています

8) 町会等活動の実務

町会等の運営に関わる実務の中にも、見直しが必要な項目があると思います。市役所や協働を考える会に問い合わせがあった内容の中から、代表的なものを掲載します。

【運営ガイド】

① 会員名簿の作成、配布

町会等の会員名簿は、運営する上で必要なものであり作成しているところがほとんどですが、その内容や管理方法はまちまちです。また以前は会員名簿を全会員へ配布しているところがほとんどでしたが、個人情報保護法が施行されてから、配布しないまたは希望者のみに限定して配布している町会等が多くなっています。

個人情報取り扱い規定を作成し、それに沿って運用している町会等があります。やはり、個人の情報を会員から提供してもらうことから、個人情報の作成、保管、配布などの取り扱いルールを定め、運用することが必要と考えます。柏市役所のホームページに「町会における個人情報の取り扱いについて」が掲載されています。

以下または右をご参照下さい。

→ <http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/053000/p049727.html>



②役員任期

役員任期が1年間である町会等が半分以上あります。その一方、同じ町会長が数十年にわたり継続されているところもあります。役員選出は各町会等の総会で承認を受けているので問題はありますが、毎年役員が交代する町会等では、大きな課題の解決や運営の変革は1年間の就任期間で実施できることは稀であり、また長期間同じ役員が継続していることも、変化を求めず過去踏襲の運営を行っているとの意見もお聞きすることができました。

毎年役員が交代する町会等では、副会長経験者が次年度に会長に就任する運営を行ったり、大きな課題の解決や運営見直し等の必要に応じて委員会を設け複数年にわたり活動を継続できる体制の設定条項を規約に入れている町会等があります。

また「役員任期を2年2期（最長4年間）まで」「役員任期は1年、再任は可、但し最長4年まで」を規約に盛り込んでいる町会等があります。また常に会長の交代を考え、複数の副会長で役割を分散化して負担軽減を図ると共に、次期会長の育成をおこない、同一者の長期運営を避けている町会等もあります。地域の多くの人々が町会等の運営に関わり、活動が形骸化することなく、その時代に沿った運営をするためには工夫が必要と考えます。

③会計管理

会費の使い方と公開

会費の使い方は、町会等会員の総意により決めることが原則です。実際には総会や役員会で決定しているところがほとんどです。

また、決まった事項については、総会資料や会報などを回覧やホームページで公開することが必要と考えます。

予算項目については、柏市の「町会・自治会・区 役員の手引き」（以下または右をご参照下さい）にある「町会の予算は、どのように作ったら良いのでしょうか」（P38）を参考にして下さい。

→ <http://www.kyodoukai.jp/operation/guidance>
（こちらの該当部分をご覧ください）



年会費

柏市の町会等の平均月会費は、取材で得た 45 か所の平均は月 300 円強でした。町会等の世帯数や活動内容により異なりますが、決して大きな金額ではありません。しかし会員の中には金銭的負担ができません町会等に参加できない方や、集合住宅(アパート)に一人住まいで町会等の活動に参加できない方には、年会費の免除や減額を行っているところがあります。

また集金の頻度は、年 1 回もしくは年 2 回が多く、入退会時には月割で集金、返金をしているところもあります。

なお、年会費以外に会館建設積立金などの他の目的の会費を集金している町会等もあります。

役員報酬

役員報酬は、無報酬の町会等がほとんどですが、年間数千元～1 万円程度のところもあります。世帯数の多い(予算額が大きい)町会等は数万円支給しているところもあります。町会等の活動は役員や会員の皆さんのボランティア精神で成立していますが、交通費や電話代などの実費負担分は経費で支払うことが必要と思われます。

役員手当を、市からの行政連絡業務交付金を活用して支給し、経済的負担を軽減しているところもあります。

役員の飲食代

役員の活動に報いるため、一定の慰労(会食費等)は許容している町会等があります。その場合、役員の飲食などには一定のルールを設けたり、予算決算書を総会時に会員へ提示し承認を得ています。

募金

赤い羽根や歳末助け合い募金は、徴収の手間がかかり特に班長や組長の大きな負担となるため、町会等で一括して募金しているところが多くあります。また、お祭りやイベントで募金コーナーを設置したり、バザーの収益金の一部を募金にあてる等工夫をしているところもあります。

予算外支出

臨時の出費や想定外の経費が掛かった場合など予算外の支出が必要になった場合は、予備費を適用したり、一定の金額以上である場合は役員会で承認を得た上で出費する町会等がほとんどと思われます。



④引継ぎ

町会等の運営を継続して行うためには、会長や役員が交代しても問題無く実行できる体制が必要です。スムーズに役員交代をしている町会等では、引継ぎ書や運営マニュアルを準備しているところがありますが、全体的にはまだ準備が整っていない状況です。

町会等の役員経験者を含め、活動内容の見直しと町会等運営マニュアルの整備を進めることが必要と思われます。永年、町会等の活動に携わってきた役員は、その実績を記録やマニュアルに残し、若い人や経験の浅い人へうまく引継ぎを行うことが大切です。

また、引継ぎは文書で立会者を付けて行い、町会長が一人で抱えてしまい、他の役員が分からないような状況を避ける工夫をしているところもあります。

柏市では「町会役員引継ぎフォーマット」をホームページに掲載していますので、以下または右を参照下さい。

→ <http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/053000/p018618.html>
(こちらの下段の「関連ファイル」をご覧ください。)



各町会等の事例

- 町会活動をよく理解してもらうよう町会を紹介した小冊子「皆さんの増尾町会」を作成し、全戸に配布。内容は、町会の役割や役員体制（組織図）、活動の内容、経費使途（割合）、地図など。また新旧の班長・組長（輪番制）の引継ぎ会議を開催し、具体的な引継ぎに加え、たいへん有意義な意見交換の場となっている。（増尾町会）

⑤損害賠償（行事や所有物でのケガや物損への対応）

町会等の行事の中で起こったケガや物損、町会等の建物や設備が原因で発生したケガや物損に対する損害賠償に関する相談があります。柏市には町会等の地域活動に対する保険制度を設けており、保険料は不要です。それでも不足すると判断した場合は、民間保険会社の行事保険やボランティア保険に加入している町会等もあります。

なお、保険の対象や補償内容、必要書類などはあらかじめ確認して下さい。

・柏市の保険

- 市民活動災害補償保険
- ボランティア活動保険（柏市社会福祉協議会）

以下または右をご参照下さい。

→ <http://www.kyodoukai.jp/operation/business/subsidy/#ins>
(こちらの「保険」をご覧ください。)

不明点は、柏市地域支援課へお問い合わせ下さい。



・民間会社の保険

- 自治会活動保険など（各保険会社へお問い合わせ下さい）

⑥会館の運営

会館は、町会等の会合やイベント会場、サークル等の活動の場として活用される他、自然災害や大事故時の避難場所として町会等の「拠り所」として大切な存在となっています。

しかしながら、町会等毎で稼働率に大きな差があり、地域活動の課題となつていところがあります。稼働率を上げるために、予約方法や鍵の管理、清掃に工夫が必要です。高い稼働率で運営しているところは、以下のような利用し易い会館運営をしています。

- ネットで会館の予約状況や予約をできるようにした。
- 会館の鍵は、近所のお店などが管理し、利用者が受け取り、返却している。
- 利用者が利用終了時に必ず、掃除をするようにルール化している。

⑦国際化への対応

国際化の進展により、地域に住む外国人が増えています。しかしながら文化や生活スタイルの差異から、地域でのルールを知らなかったり、守らなかったりしてトラブルになることがあります。言葉による壁もあり、なかなか伝え難いのが実態です。

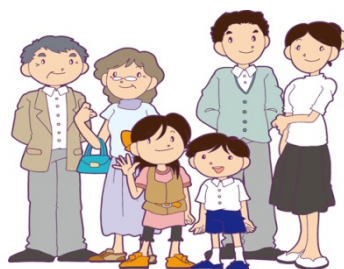
トラブルの多くは「ごみ出しルールを守らない」ことです。まずは、ルールをきちんと伝えることが大切です。柏市役所が作成した**外国語対応のごみ出しルール**を利用し、提供している町会等があります。

柏市では、外国語版ごみ出し表を用意していますので、是非ご活用下さい。以下もしくは右をご参照ください。

→ <http://www.kyodoukai.jp/operation/2/>
(こちらの「関連情報」をご覧ください。)



- 不慣れな土地に住む外国人は、不安を抱えながら生活をしている方が多いです。町会等から積極的にお祭りやイベント、清掃活動等に誘うことにより、地域を知るきっかけとなり、いつしか町会等の大きな協力者になっている方もいます。まずは、顔見知りになることが大切と考えます。



5. 資料編

1) お役立ち事業（補助金等）

- ①行政連絡業務交付金
- ②掲示板設置等補助金
- ③自主防災組織設立補助金
- ④防犯灯維持費補助金
- ⑤防犯灯設置費補助金
- ⑥ふるさとセンター整備事業補助金
- ⑦地域活動支援補助金（プラステン）
- ⑧資源回収報償金

上記は以下または右をご参照下さい。

→ <http://www.kyodoukai.jp/operation/business/subsidy/#appl>
（こちらの「各申請書・マニュアル」をご覧ください。）



2) 窓口案内

- ①柏市 地域づくり推進部 地域支援課

電話番号：04-7167-1126 FAX：04-7167-8103

ホームページ：以下または右をご参照下さい。

→ <http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/053000/index.html>



- ②柏市地域協働を考える会

メール：info@kyodoukai.jp

ホームページ：以下または右をご参照下さい。

→ <http://www.kyodoukai.jp/>



3) 参考資料（各 URL または右をご参照下さい）

- ①柏市町会等一覧（以下の該当部分をご覧ください）

→ <http://www.kyodoukai.jp/link>



- ②ふるさと協議会連合会（以下の該当部分をご覧ください）

→ <http://www.kyodoukai.jp/link>



- ③柏市町会等活動事例集（平成27～令和元年度）

→ <http://www.kyodoukai.jp/operation/case/>



- ④柏市町会、自治会、区など 役員体験談

→ <http://www.kyodoukai.jp/operation/voice/>



6. あとがき

このガイドブックは5年間の取り組みを礎として発行されるものです。ところで、社会ではこの5年間だけを見ても様々な変化や出来事がありました。そしてこの先もその流れは変わらない、或いは加速度を増すことが予想されます。このことから、生活の場として安定した地域コミュニティを作ることの意義は大きく、町会等の活動は社会保障の重要な一端を担うものであると考えます。

当ガイドブックは、柏市地域協働を考える会と柏市地域支援課とで、いかに地域の皆様が、町会等の運営や活動を楽しく、いきいきと行っていただけるかも視野に入れて作成したもので、そこには行政だけでは導き出せない地域の実情に即した現実感と実効性があると考えています。ぜひ、当ガイドブックを御活用いただき、これからの地域コミュニティ活性化の一助としていただければ幸いです。

柏市地域支援課

この度、柏市地域支援課と協働で展開した5年間の諸活動を集大成し、「柏市町会等運営ガイドブック」を発行することになりました。

本誌は、新しく町会等の役員になられた方や、すでに数年の経験を積まれた方々にも役立つ内容で編集されているものと、自負しております。

ちなみに「町会とは?」「なぜ、在るのか?」の頁は、町会未加入者への説明などに有効かと思えます。また「町会等運営の実務」の頁では、取材や情報交換会などで提起された悩みや、もっと詳しく知りたい!と思われる事項にも触れておりますので、是非ご活用ください。

尚、ご覧いただきお気づきの点がございましたら、事務局にご一報いただければ幸いです。

柏市地域協働を考える会

柏市地域協働を考える会のご紹介

本会は、柏市地域支援課と協働し、町会や自治会、区等の困りごとや課題について、共に考え、これを自ら解決することを目的に、平成26年に発足した公益活動団体です。

柏市と町会等の地域団体の協働促進に役立てることを目指し、中間支援を行っています。是非、ホームページをご覧ください。

柏市 考える会

検索

柏市町会等運営ガイドブック

制作 柏市地域支援課、柏市地域協働を考える会

表紙デザイン 鬼山恵子（ボランティア）

発行 2020年（令和2年）6月